

レインフォレスト
ト・
アライアンス
持続可能な農業基準
農場要件



レインフォレスト・アライアンスについて

レインフォレスト・アライアンスは、社会と市場の力を活かして自然を保護し、農業生産者と森林地域に暮らす人々の暮らし向きを向上させることで、より持続可能な世界を創造しています。

翻訳免責事項

翻訳版に記載された情報の正確な意味について質問がある場合は、英語の公式バージョンを参照して確認してください。

翻訳により生じた意味の不一致や差異には拘束力がなく、審査や認証にはいっさい影響しません。

詳細について

レインフォレスト・アライアンスの詳細については、www.rainforest-alliance.orgにアクセスするか、info@ra.orgにお問い合わせください。または、次の住所宛てに郵送でお問い合わせください。Rainforest Alliance Amsterdam Office, De Ruijterkade 6, 1013AA Amsterdam, The Netherlands

基準要件は拘束力のある文書です。認証に際して遵守する必要があります。

レインフォレスト・アライアンスからの事前の書面許可なく本文書の記載内容を使用することは、複製、改変、配布、再発行も含め、固く禁じられています。

文書名：

レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準、農場要件

文書コード：

SA-S-SD-1

バージョン：

V1.3

初版日：

2020年6月30日

改訂日：

2023年6月8日

発効日：

2023年7月1日

失効日：

別途通知があるまでの間

関連文書（該当する場合、文書の番号と名

SA-S-SD-2 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、サプライチェーン要件
本資料に記載されている他のすべての付属文書、手引き、方針

本文書の発行により廃止
されました。

SA-S-SD-1-V1.2 レインフォレスト・アライアンス 2020 持続可能な農業基準、農場要件

対象者：

農場認証保有者

国/地域：

すべて

農作物：

レインフォレスト・アライアンス認証システムに含まれるすべての農作物（認証規則をご覧ください）

認証の種類：

農場認証保有者

第1.3版の主な変更点

本文書「SA-S-SD-1-VI.3 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件」（2023年2月6日発行）は、前版である「SA-S-SD-1-VI.2 レインフォレスト・アライアンス2020持続可能な農業基準、農場要件」（2022年1月31日発行）から主に次の点が変更されています。

要件番号	対象事項	変更内容
9～20 ページ	はじめに	調整：文章と一部の図表を調整し、明確にしました。
14 ページ	要件の範囲	調整：範囲を調整して、より現実的に対応しやすい内容に変更しました。
14 ページ	小規模農場と大規模農場	調整：小規模農場と大規模農場の定義を調整し、農場のシナリオをより現実的にとらえることで、労働者の保護を向上させました。 正規労働者が10人以上いる場合は、大規模農場となります。
14 ページ	小規模農場の労働者数別の要件	導入：小規模農場の雇用労働者数に応じて、異なる要件を導入しました。 - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 上記の条件をどちらか1つでも満たす場合は、次の要件が適用されます。5.2.1、5.2.2、5.2.3、5.2.4、5.3.1、5.3.6、5.3.12、5.5.2、5.5.3、5.6.2、5.6.4。
全体	平均5人以上の雇用労働者（小規模農場のみに適用）	削除：この区分の使用は廃止しました。
1.1.1	管理	文章を単純化しました。
新規の要件 1.1.5	管理	新規の要件に整理して、本基準を単純化しました。1.5.1（苦情解決）、1.6.1（ジェンダー）、5.1.1（評価対処）の要件に含まれている委員会とその構成員の全般的な責任を1.1.5に統合しました。 責任を明確にすることで、1つの委員会がより多くの問題に対応できるようになりました。具体的な作業は、引き続き各要件で規定しています。
1.2.2	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.2.3	運営	統合：業務委託先と下請業者のためのアプローチが似ているため、1.2.2と1.2.3の要件を統合しました。
1.2.5	運営	単純化：小規模農場に課されていた広範な労働者記録の管理の要件を削除しました。
1.2.6	運営	単純化：小規模農場に課されていた臨時労働者の登録の要件を単純化しました。
1.2.8	運営	明確化：団体構成員のデータ共有に関する合意についての文章を明確にしました。
1.3.1	リスク査定および管理計画	調整：リスク査定の頻度を管理計画の頻度に合わせるための選択肢を調整しました。
1.4.1	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。

1.4.2	内部監査および自己査定	文章を短くし、単純化しました。
1.4.4	内部監査および自己査定	削除：農場 250 軒に対して内部監査員を最低 1 人設置しなければならないという要件を削除しました。この要件は農場に適切なサポートをもたらすことを目的としていますが、その目的を他の方法でも達成できる可能性があるためです。
1.5.1	苦情解決制度	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。
1.6.1	ジェンダー平等	単純化：委員会とその構成員の全般的な責任を新規の要件である 1.1.5 に統合しました。
2.1.3	トレーサビリティ	明確化：認証製品の視覚的な分離は、マスバランスには適用されなくなりました。
2.1.8	トレーサビリティ	文章を調整して、物理的な販売受領書でなくてもよいことを明確にしました。
2.1.12	トレーサビリティ	明確化：トレーサビリティの文書に関する要件の適用対象を明確にしました。
2.2.3	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	明確化：認証製品として販売されなかった、または紛失した数量をトレーサビリティプラットフォームから削除するという規定を削除し、マスバランス製品への適用についての規定を明確にしました。
2.2.4	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.2.5	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。複数の出荷に取引をリンクさせる例について、さらなる詳細を加えました。
2.2.6	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	文章を調整して、明確にしました。
2.3.1	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
2.3.2	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。数量の残高がマイナスになることは認められません。
2.3.3	マスバランス	明確化：オリジン・マッチング（原産国一致）の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.4	マスバランス	明確化：購入および販売についての原産国情報の要件は、オリジン・マッチングが必須とされているカカオのマスバランス製品にのみ適用されます。
2.3.5	マスバランス	文章を調整して、明確にしました。
3.1.1 自己選択	生産経費と生活所得	新規の指標として、収穫された製品 1kg あたりの認証農作物からの純収入を追加しました。
3.2.2	サステイナビリティ差額	訂正：サステイナビリティ差額の指標のカテゴリに「住居」を追加しました。
4.1.2	種苗と輪作・改植	新しい植栽の作付体系に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。
4.1.3 L1	種苗と輪作・改植	病害虫や疫病の予防、生物学的サイクルの破壊に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。
4.2.2 スマートメーター	樹木作物の剪定と更新と植え替え	剪定周期に従った剪定とその指標の測定に関して、適用対象に団体責任者を追加しました。

4.4.1	土壌肥沃度と保全	単純化して、明確にしました。4.4.3 の土壌試験および葉の試験に関する規定を、4.4.1 の土壌評価に含めました。文章を調整して、明確にしたほか、4.4.3 の要件の内容をここに移動しました。
4.4.3	土壌肥沃度と保全	要件を削除しました。単純化して、明確にしました。4.4.3 の土壌試験および葉の試験に関する規定を、4.4.1 の土壌評価に含めました。
4.4.7 スマートメーター	土壌肥沃度と保全	追加：有機肥料を使用している団体構成員の割合を、指標として追加しました。 適用対象に団体責任者を追加しました。
4.5.2	統合的病害虫管理 (IPM)	調整：天敵の監視を、レベル 2 の新規の要件である 4.5.8 に移動して、導入までの時間を長くしました。
新規の要件 4.5.8 L2	統合的病害虫管理 (IPM)	調整：天敵の監視を、レベル 2 の新規の要件である 4.5.8 に移動して、導入までの時間を長くしました。
5.1.1	事前評価対処方式	移動：委員会とその構成員の全般的な責任を、新規の要件である 1.1.5 に統合しました。
5.2.1	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：労働組合に参加する権利についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。
5.2.2	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：差別または報復についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。
5.2.3	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：労働組合での労働者代表についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。
5.2.4 L1	結社の自由と団体交渉	適用対象を調整：結社の自由と団体交渉について労働者に知らせることを求めた要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。
5.3.1	賃金と契約	適用対象を調整：書面と口頭による契約についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。
5.3.2	賃金と契約	文章を明確にし、適用対象をすべての小規模農場に拡大しました。
5.3.3	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の最低賃金に関する 5.3.3 と 5.3.4 の要件を、すべて 5.3.3 にまとめました。
5.3.4	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の最低賃金に関する 5.3.3 と 5.3.4 の要件を、すべて 5.3.3 にまとめました。
5.3.6	賃金と契約	統合：給与支払いの予定に関する 5.3.6 と 5.3.7 の要件を、すべて 5.3.6 にまとめました。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。 文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。
5.3.7	賃金と契約	統合：給与支払いの予定に関する 5.3.6 と 5.3.7 の要件を、すべて 5.3.6 にまとめました。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています (14 ページ)。 文章を調整して、電子形式の支払いの記録が認められることを明確にしました。

5.3.9	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の労働者に関する 5.3.9 と 5.3.10 の要件を、すべて 5.3.10 にまとめました。適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。
5.3.10	賃金と契約	統合：小規模農場と大規模農場の労働者に関する 5.3.9 と 5.3.10 の要件を、すべて 5.3.10 にまとめました。適用対象をすべての認証保有者に拡大しました。
5.3.12 LI	賃金と契約	適用対象を調整：一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14 ページ）。
5.3.13 自己選択	賃金と契約	適用対象を調整：インフレ率に応じた賃金の調整が、小規模農場と団体責任者にも適用されます。
5.4.2	生活賃金	調整：賃金改善計画をめぐる労働者代表との協議に関する部分を、新規の要件である 5.4.5（自己選択）に移動しました。
新規の要件 5.4.5 自己選択	生活賃金	調整：これまで 5.4.2 に含まれていた賃金改善計画をめぐる労働者代表との協議を、新規の自己選択の要件としました。
5.5.1	労働条件	調整：所定労働時間の上限を週 60 時間としました。
5.5.2	労働条件	調整：残業の例外適用が拡大され、一定条件下ですべての作物に適用されます。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14 ページ）。
5.5.3	労働条件	単純化：授乳できる場所の詳細を手引き書に移動しました。 男性も含めるため、「出産休暇」を「出生時育児休業」としました。 また、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14 ページ）。
5.6.1	健康と安全	明確化：健康と安全のリスク分析を行う専門家に関する文章を明確にしました。
5.6.2	健康と安全	適用対象を調整：救急箱についての要件が、一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14 ページ）。
5.6.4	健康と安全	文章を単純化し、飲料水の検査についての行を追加しました。 適用対象を調整：一定の基準を超えて労働者を雇用している小規模農場にも適用されます。この基準については、新しく導入された小規模農場の労働者数別の要件で説明されています（14 ページ）。
5.6.5	健康と安全	文章を調整して、明確にしました。安全な飲料水から「公共の」を削除しました。
5.7.1	住居と生活条件	調整：住居に関する主要要件の一部を 5.7.4 LI に移動しました。
5.7.4 LI	住居と生活条件	調整：5.7.1 に含まれていた住居に関する主要要件の一部を 5.7.4 LI に移動しました。
5.7.6	住居と生活条件	文章を単純化しました。
5.8.2	コミュニティ	文章を明確化しました。生産者に求められる権利を、「法のおよび合法的」から「法的または合法的」に改めました。
6.5.1	水の管理と保全	統合：取水の認可に関する要件の 6.5.1 と 6.5.2 を統合しました。適用対象を調整：小規模農場への適用を削除しました。

6.2.5 自己選択	日陰被覆	適用対象に団体責任者を追加しました。
6.5.2	水の管理と保全	統合：取水の認可に関する要件の 6.5.1 と 6.5.2 を統合しました。適用対象を調整：小規模農場への適用を削除しました。
6.8.1	エネルギー効率	調整：エネルギー削減策の実践に関する規定を、認証の冒頭から削除しました。これは 6.8.2 のスマートメーターで示唆されているためです。また、導入までの時間を長くしました。

目次

はじめに	9	4.3 遺伝子組み換え作物 (GMO)	50	S08 給与評価ツール	
私たちのビジョン	9	4.4 土壌肥沃度と保全	51	S13 団体構成員登録	
レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラム	10	4.5 統合的病害虫管理 (IPM)	53	S16 サステイナビリティ投資計画テンプレート	
プログラムが長期的に目指す成果	11	4.6 農薬管理	55		
認証取得までの道のり	12	4.7 収穫および収穫後の慣行	59	手引き (拘束力なし)	
認証範囲と主な定義	14	第 5 章：社会	60	全般の手引き	
農場要件の構造	15	5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処	62	A 管理能力査定ツールの使用法	
可否の要件とスマートメーター	16	5.2 結社の自由と団体交渉	66	B 管理計画のテンプレート	
改善の過程の概要	18	5.3 賃金と契約	68	C 農場地図の作成方法	
本文書の使い方	19	5.4 生活賃金	72	D 位置情報データの要件と危険分布図	
農場要件の項目一覧	20	5.5 労働条件	73	E 苦情解決制度	
第 1 章：管理	21	5.6 健康と安全	75	F ジェンダー平等	
1.1 管理	23	5.7 住居と生活条件	78	G 収穫量推定	
1.2 運営	24	5.8 コミュニティ	81	H 統合的病害虫管理 (IPM)	
1.3 リスク査定および管理計画	28	第 6 章：環境	82	I 剪定	
1.4 内部監査および自己査定	30	6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域	84	J 土壌肥沃度と保全	
1.5 苦情解決制度	32	6.2 自然生態系と植生の保全と強化	85	K 住居と生活条件	
1.6 ジェンダー平等	33	6.3 河畔緩衝帯	87	L 事前評価対処方式	
1.7 若年生産者と若年労働者	34	6.4 野生生物と生物多様性の保護	88	M 自然生態系と植生	
第 2 章：トレーサビリティ	35	6.5 水の管理と保全	89	N エネルギー効率	
2.1 トレーサビリティ	36	6.6 廃水管理	90	O 温室効果ガス (GHG) 排出量削減	
2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	38	6.7 廃棄物管理	91	R 事前評価対処方式ツール	
2.3 マスバランス	39	6.8 エネルギー効率	92	S 改善プロトコル	
第 3 章：収入と責任の共有	40	6.9 温室効果ガスの削減	93	T 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC) 手順	
3.1 生産経費と生活所得	41	付属文書		U 業務委託先への適用性	
3.2 サステイナビリティ差額	42	付属文書第1章：管理			
3.3 サステイナビリティ投資	44	付属文書第2章：トレーサビリティ			
第 4 章：農業	46	付属文書第3章：収入と責任の共有			
4.1 種苗と輪作・改植	48	付属文書第4章：農業			
4.2 樹木作物の剪定と更新と植え替え	49	付属文書第5章：社会			
SA-S-SD-1-V1.3JP		付属文書第6章：環境			
		S01 用語集			
		S02 管理能力査定ツール			
		S03 リスク査定ツール			

はじめに

私たちのビジョン

私たちのビジョン

レインフォレスト・アライアンスは、2020持続可能な農業基準を策定することで、持続可能な農業とそれに関連するサプライチェーンが直面している課題に合った有効かつ前向きな認証の取り組みを発展させました。

私たちの長期的な展望は、一連の主要原則に基づいて、継続的な改善、データの活用、リスクベースの保証、個別の状況の考慮、責任の共有を重視しています。

2020 持続可能な農業基準：農場要件

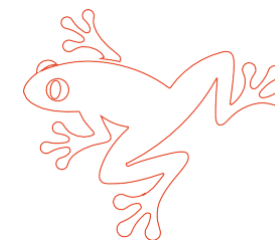
持続可能な農業の必要性はかつてないほど高まっています。この農場要件は、持続可能な農業のための実用的な枠組みを提供し、的を得た革新的な方法を導入することにより、農業生産者がより良い農作物を生産し、気候変動に適応し、生産性を向上させ、持続可能性の目標を設定して達成し、投資の重点を絞って最も深刻なリスクに対応できるよう、支援することができます。この農場基準は、農業が社会と環境と経済に及ぼす好ましい影響を最大限に高めると同時に、農業生産者の暮らし向きを向上させ、生活と仕事の基盤となっている地域の景観を保護するための有効な枠組みを認証保有者に提供するために策定されています。

2020持続可能な農業基準の農場要件には、多数の革新的な内容が導入されています。認証保有者それぞれの状況を考慮に入れる一連の要件を導入したこと、持続可能性のリスクを特定して管理するためのリスク査定を強化したこと、持続可能な農業を実践している生産者に見返りをもたらす、かつ持続可能性の目標を達成するための重点的な投資の責任の共有の要件を導入したことなどです。

レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準は、農場要件とサプライチェーン要件で構成されています。農場要件には、農場認証保有者に適用される要件が記載され、サプライチェーン要件には、サプライチェーン認証保有者に適用される要件が記載されています。このため、この2つの文書の項目番号は一致していない可能性があります。

基準の開発

レインフォレスト・アライアンスはISEALの正規会員です。2020持続可能な農業基準は、ISEALの「基準設定のための適正実施規範（Standard-Setting Code of Good Practice）」に適宜準拠して開発することで、関連性と透明性に優れ、かつ関係者の利益のバランスを取るようになっています。



レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラム

レインフォレスト・アライアンス 2020 認証プログラムは、新しい基準、保証システム、関連データ、技術システムを盛り込んで設計されました。持続可能な農業生産とサプライチェーンを支えるための必須ツールとしてレインフォレスト・アライアンス認証を使用している世界中の人々

や企業に、より大きな価値を提供します。レインフォレスト・アライアンス認証プログラムは、主に 3 つの要素で構成されていて、それを示したのが下の図です。



持続可能な 農業基準



保証システム



データシステム とツール

農場要件



サプライチェーン要件



- **認証・審査規則**：農場要件とサプライチェーン要件の遵守状況を審査員が評価する際に用いる規則です。
- **認証・審査規則**は、認証機関がレインフォレスト・アライアンスの審査を一貫して高い品質で実施する目的でも用いられます。
- **認証機関承認規則**：新しいレインフォレスト・アライアンス基準に照らして、審査を実施できる認証機関を選定するための規則です。
- **認証機関承認規則**は、認証機関の担当者に適用されます。

農場およびサプライチェーンの認証保有者は、新しいプラットフォームに登録し、審査手順を管理し、認証製品の販売取引を記録します。

持続可能な農業基準の要件に照らして持続可能性の実績を効果的に把握し管理するための新しい IT ツールが、順次開発され導入されています。

付属文書（拘束力あり）：

認証取得に際して遵守が必須となります。

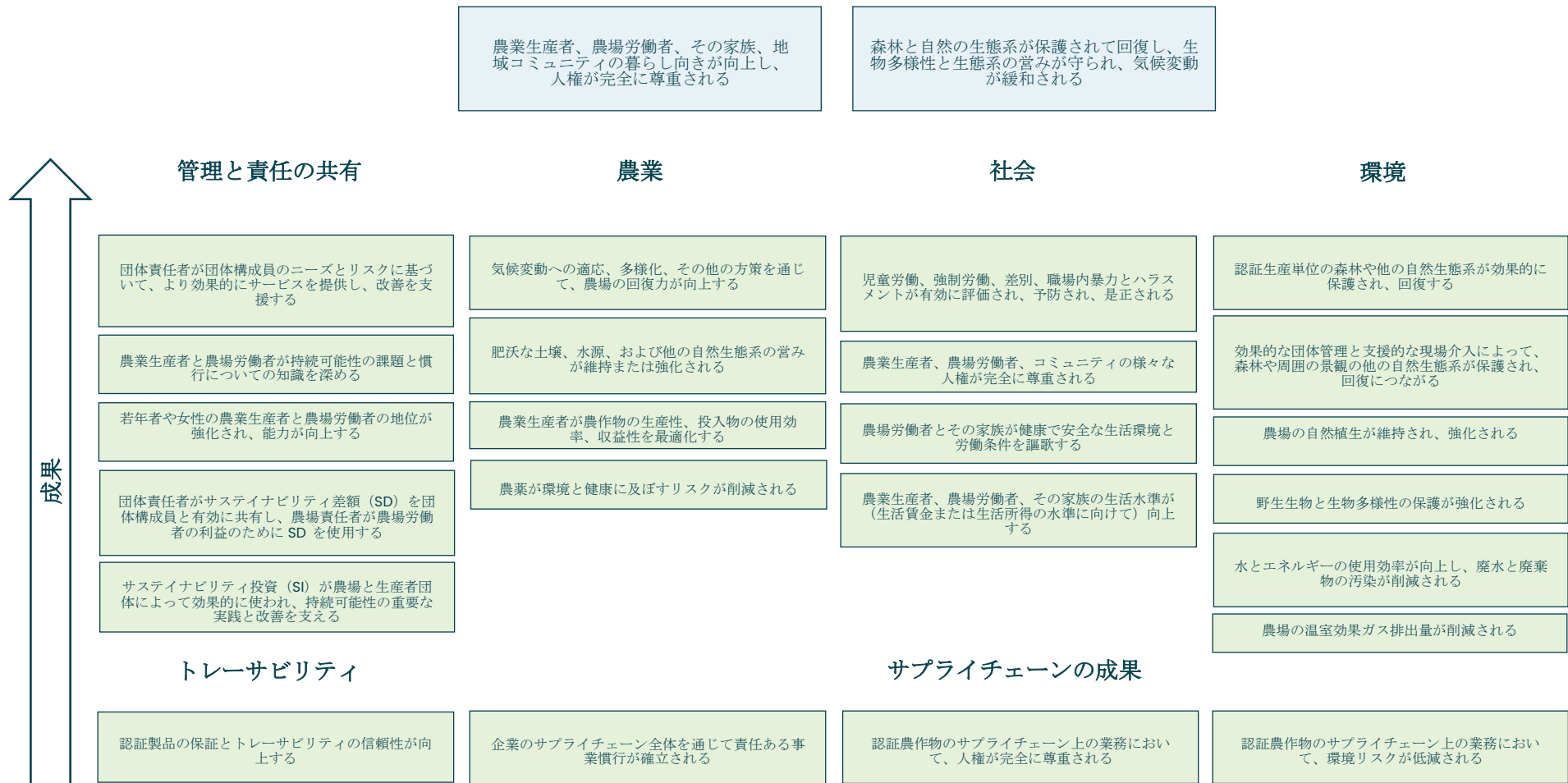
方針（拘束力あり）：

方針は、状況に応じて適用される可能性があります。認証取得に際して遵守が必須となります。

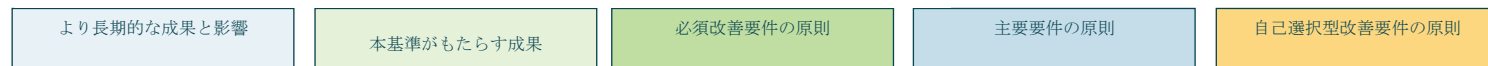
手引き（拘束力なし）：

実践のための補助的な文書です。認証取得に際して遵守は必須ではありません。

プログラムが長期的に目指す成果

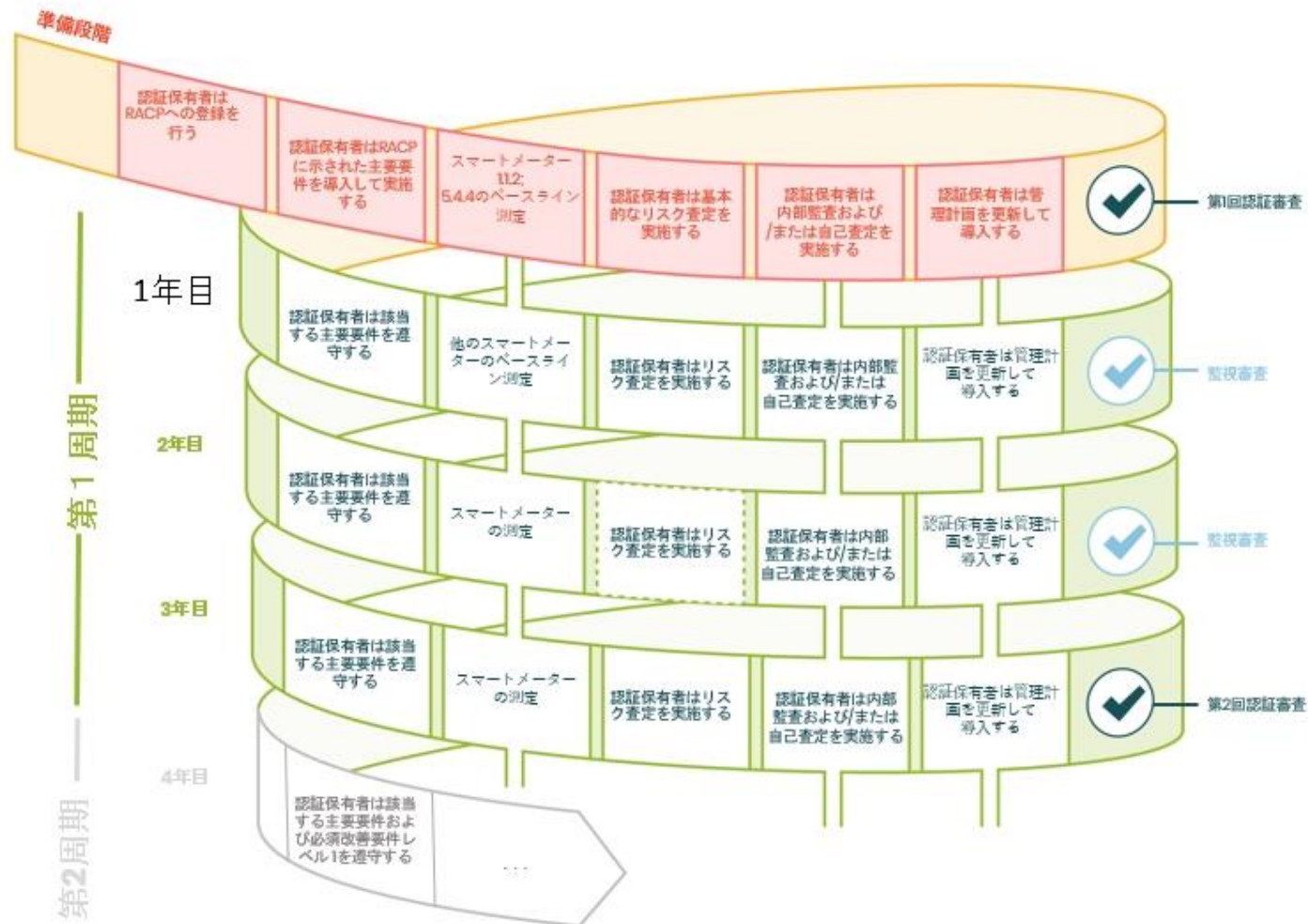


本文書では、目標とする成果を次の色分けで示しています。



認証取得までの道のり

レインフォレスト・アライアンス認証の取得を希望する農場や農場団体は、毎年、一連の活動を実行する必要があります。



初回審査に向けた準備

登録

認証保有者になろうとする農場や農場団体は、最初にレインフォレスト・アライアンス認証プラットフォーム（RACP）に登録します。登録時の情報に基づいて、認証保有者のプロフィールと認証範囲が定義されます。

要件の導入

認証範囲に応じて適用される要件のリストが、RACPで作成されます。認証保有者は、これらの要件に従って本基準を導入し、実践し始めることができます。

スマートメーターのベースライン測定

1.1.2、5.4.4

認証保有者が、スマートメーターのベースライン測定を実施します。これは初回認証審査の前に行う必要があります。

基本リスク査定

認証保有者が、リスク査定を実施して必要な緩和策を特定し、管理計画に追加します。

内部監査および/または自己査定

団体認証の場合は、認証保有者が内部監査を実施して、すべての団体構成員の遵守状況を評価します。団体責任者は、認証範囲に含まれるすべての関係者の自己査定を実施します。

管理計画の更新と導入

先のステップで特定された事項に基づいて、認証保有者が管理計画を更新し、残された活動を実施して遵守を達成します。

初回認証審査

準備段階の最後に初回認証審査が行われます。この認証審査に合格すると、認証ライセンスが付与され、認証の1年目が開始されます。

初回認証審査の終了後

レインフォレスト・アライアンス農場認証は、3年の周期で運用されます。1年目は初回認証審査の合格後に開始されます。その後は毎年、内部監査か自己査定またはその両方を実施して、管理計画を更新し、活動を実践することで、遵守を維持します。1年目以降、すべてのスマートメーターが適用されます。ベースライン測定は1年目に実施し、認証の第2周期までに到達する目標値を設定します。詳細リスク査定は、適用される要件に従って実施する必要があります。

認証審査が行われない2年間は、監視審査が実施されます。監視審査の目的は次のとおりです。

- 組織の管理システムが、責任下の活動においてすべて遵守し続けていることを確認する。
- 改善の進捗状況をモニターする。

第2回認証審査の後、認証の第2周期が開始されます。第2周期では、レベル1の要件が追加で適用されます。

認証範囲と主な定義

認証保有者と事業地に適用される要件は、認証範囲、農場の区分（小規模か大規模か）、認証の段階によって異なります。

認証範囲とは何か？

農場認証の認証範囲は、農場全体です。

「第4章：農業」は認証農作物に重点を置っていますが、農業に関する要件（4.6）は農場全体に適用されます。

農場認証保有者は、次の条件を満たしていれば、地理的に離れた場所にある農場単位を認証範囲から除外することができます。

- 除外する農場単位が、常に非認証農作物の生産のみに使われている。
- 除外する農場単位が、認証農作物を生産している農場単位に近接していない。

どのような農場が小規模または大規模と見なされるのか？

この基準では、農場を大規模と小規模の2つの区分に分けています。

小規模農場とは、正規労働者が10人未満のすべての農場です。

大規模農場とは、正規労働者が10人以上いるすべての農場です。

レインフォレスト・アライアンスが適切と考える場合は、これ以外の区分を使用する可能性があります。

臨時労働者の多い小規模農場に追加の要件が適用されるのか？

臨時労働者が規定人数を超える場合のみ、小規模農場に

一定の要件が適用されます。その場合は、当該要件に次の文言が記載されています。

「この要件は、次のいずれかまたは両方に該当する小規模農場にのみ適用されます。

- 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している
- 暦年中の臨時労働者が50人以上である」

誰が「労働者」と見なされるのか？

「労働者」には、正規労働者、臨時労働者、派遣業者を通して雇用されている労働者をはじめ、すべての労働者が含まれます。「付属文書S01：用語集」をご覧ください。

この基準の解釈に関するさらなる説明と事例は、「General Guides（全般の手引き：レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準の導入と実施）」をご覧ください。

農場要件の構造

レインフォレスト・アライアンスの認証プログラムは、持続可能な農業に努める生産者のために設計されていて、継続的な改善を根幹に据えています。農場要件の狙いも継続的な改善にあり、実践方法を規定するだけでなく、持続可能性の成果に向けた改善を可能にし、その状況を測定して

いくことに重点を置いています。農場要件には3種類の要件が含まれていて、主要要件、必須改善要件、自己選択型改善要件です。本基準に含まれている項目はすべて、合否の要件を含んでいます。また、多数の「スマートメーター」が追加されています（スマートメーターについての説

明は次のページをご覧ください）。



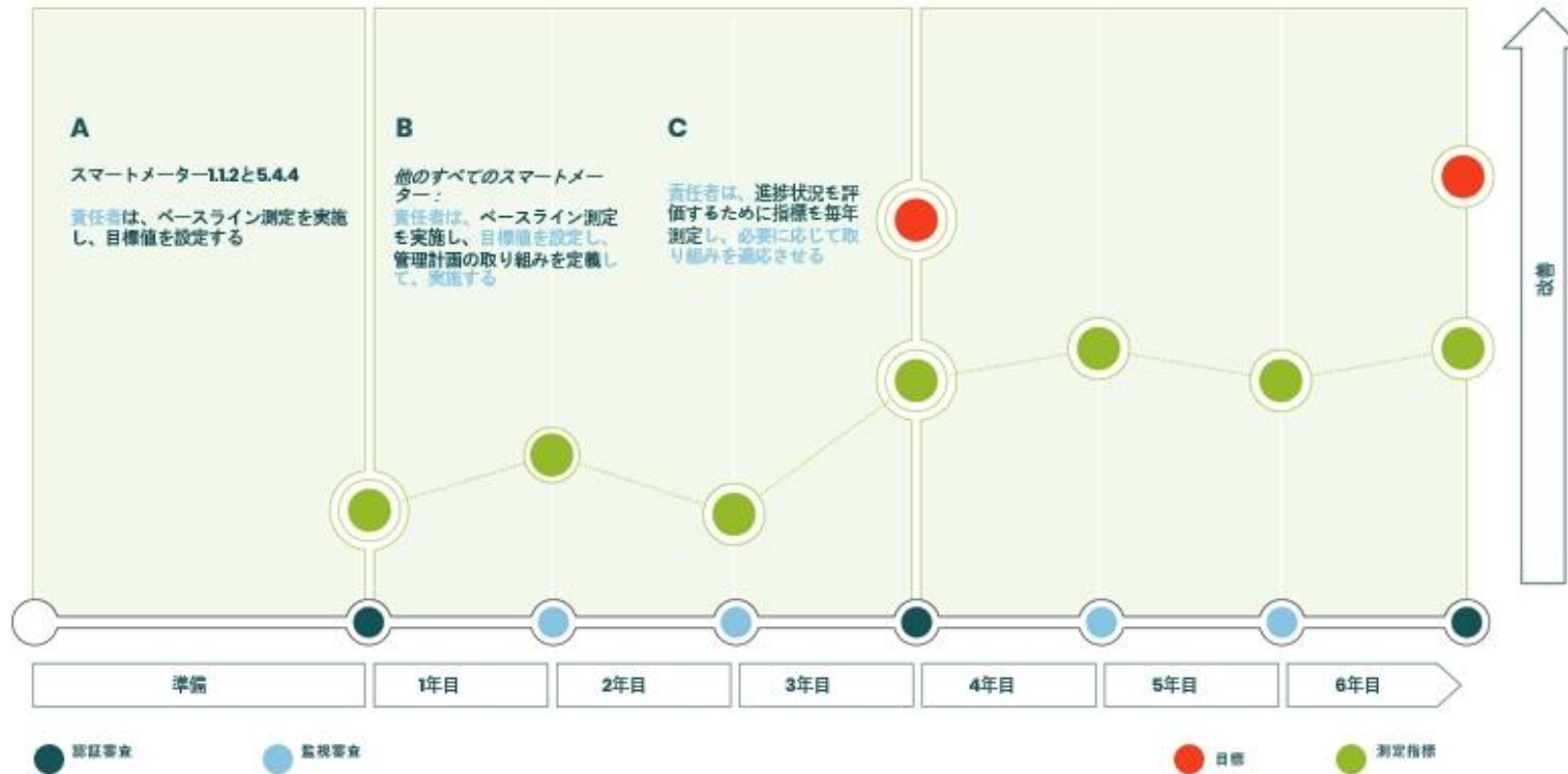
合否の要件とスマートメーター

合否の要件

本基準の基本にあるのが主要要件です。これらは持続可能な農業にとって欠かせない基本的な領域に対応する要件です。主要要件は、持続可能性の主要項目に関する優れた慣行を規定するもので、合否の要件と位置付けられていて、基準値が定められていることもあります。また、合否の判定を伴った必須改善要件もあります。

スマートメーター

レインフォレスト・アライアンスでは、持続可能性の基準に対して「合否」を判定する伝統的な方法を超えた認証プログラムを実現することを目指しています。データからの洞察を得て継続的な改善を奨励し、進歩の状況をより正確に測定することがその狙いです。このため、要件への新しい取り組みとしてスマートメーターを導入しました。



スマートメーターとは何か？

スマートメーターは、農業生産者が構造化された方法を使用して、個別の状況を反映しながらデータを継続的に改善していけるようにするための仕組みです。

スマートメーターには、レインフォレスト・アライアンスがあらかじめ規定した目標値は存在しません。その代わりに、農場責任者が様々な指標の目標値を設定して、その改善を達成するために必要な行動を定義します。

農場責任者は、準備期間中に主要要件とスマートメーター1.1.2および5.4.4のベースラインを測定し、スマートメーターの目標値を設定し、それらの目標値を達成するための行動を計画して実行します。そして、認証取得後の期間にわたり、目標値に向けた進捗状況をモニターします。適用される他のスマートメーターについては、1年後、すなわち認証年目に同じ手順が開始されます。農場責任者は、指標データを使用して毎年の進捗状況を確認し、必要に応じて活動を調整します。これにより、慣行を継続的に改善していくためのフィードバックの循環が作られます。

スマートメーターデータの審査

- 必須のスマートメーターに関しては、審査の際にデータの品質と実行した行動が確認されます。指標データの測定値そのものが、認証の決定に影響することはありません。ただし、データが収集されなかった場合、データの品質が非常に低い場合、または目標値に到達するための行動が取られなかった場合は、認証に影響する可能性があります。レインフォレスト・アライアンスは、指標データを学習目的に使用します。農場の状況を理解し、農作物に特有の最適な目標値を見極めることで、認証保有者が参考として使用できるようにします。
- 自己選択型のスマートメーターに関しては、認証保有者が希望するのであれば、検証済みのスマートメーターのデータをプロフィールや他の方法で開示することができます。

認証機関は、ベースライン測定とその後の年次測定が実行されていることを確認し、データの品質を検証します。また、監視審査の際には、データが毎年モニターされ、そのデータを活用して学習が行われていることを確認します。第2回および第3回の認証審査では、目標値が達成されたかどうかを認証機関が確認します。スマートメーター要件に関する監視審査の目的は、データの品質が十分かどうか、データを活用して学習と改善を行っているかどうかについてのフィードバックを認証保有者に提供することにあります。

認証保有者のプロフィールを通じた改善状況の把握

農場および団体の認証保有者プロフィールも、新しい農

業基準の革新的な側面です。持続可能性の取り組みと改善状況についての情報を開示するために使われます。認証保有者プロフィールは、本基準からのデータと指標で構成されていて、生産者はこれを使用して、達成した実績、直面している課題、実行した改善策などを訴求することができます。このプロフィールは、継続的な改善を促し、生産者に力をもたらし、認証製品に対する需要を生み出し、サプライチェーンからの投資を受けるうえで貴重なツールとなります。

改善の過程の概要



本文書の使い方

持続可能な農業基準の農場要件文書は6章に分かれていて、「管理」、「トレーサビリティ」、「収入と責任の共有」、「農業」、「社会」、「環境」の6つの領域を取り上げています。各章の要件は、次のような表で説明されています。

どの要件が、誰に、いつ適用されるのか？

どの種類の農場またはサプライチェーン関係者に要件が適用されるのか、要件を実施する責任が誰に課されるのかは、表の右側の列に記載されています。例えば、「小規模農場」と「団体責任者」の列にチェックマークが入っている場合は、小規模農場と団体責任者の両方が当該要件を確実に実施する責任を負います。

項目名	1.1 管理					
	番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
小規模農場			大規模農場	団体責任者	小規模/大規模	
主要要件： 常に遵守する必要がある	1.1.1	(要件の文言)		☑	☑	
必須のスマートメーター： 1年目以降、毎年測定する	番号	必須のスマートメーター				
	1.1.2	(要件の文言)			☑	☑
必須改善要件： 規定された時点以降、常に遵守する必要がある	番号	必須改善要件				
改善レベル： レベル1 (L1) — 認証取得から3年が経過した時点で適用される レベル2 (L2) — 認証取得から3年が経過した時点で適用	1.1.3 L1	(要件の文言)	☑		☑	
自己選択型改善要件： 必須ではなく、随時選択できる	番号	自己選択型改善要件				
	1.1.4	(要件の文言)	☑	☑	☑	

小規模農場：
団体の構成員全員が、これらの要件を遵守する必要がある

大規模農場：
団体に含まれる大規模農場すべてが、これらの要件を遵守する必要がある

団体責任者：
団体責任者は、団体の全体的な管理に関する要件、および団体構成員による要件の実践の責任を負う

個別認証：
個別に認証された小規模または大規模農場は、これらの要件を遵守する必要がある

農場要件の項目一覧

1.管理		
1.1	管理	スマートメーター
1.2	運営	
1.3	リスク査定および管理計画	
1.4	内部監査および自己査定	
1.5	苦情解決制度	
1.6	ジェンダー平等	スマートメーター
1.7	若年生産者と若年労働者	自己選択
2.トレーサビリティ		
2.1	トレーサビリティ	
2.2	オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ	
2.3	マスマバランス	
3.収入と責任の共有		
3.1	生産経費と生活所得	自己選択
3.2	サステナビリティ差額	
3.3	サステナビリティ投資	
4.農業		
4.1	種苗と輪作・改植	
4.2	樹木作物の剪定と更新と植え替え	スマートメーター
4.3	遺伝子組み換え作物 (GMO)	
4.4	土壌肥沃度と保全	スマートメーター
4.5	統合的病害虫管理 (IPM)	スマートメーター
4.6	農薬管理	
4.7	収穫および収穫後の慣行	

5.社会		
5.1	児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処	スマートメーター
5.2	結社の自由と団体交渉	
5.3	賃金と契約	
5.4	生活賃金	スマートメーター
5.5	労働条件	
5.6	健康と安全	
5.7	住居と生活条件	
5.8	コミュニティ	
6.環境		
6.1	森林、その他の自然生態系と保護区域	
6.2	自然生態系と植生の保全と強化	スマートメーター
6.3	河畔緩衝帯	
6.4	野生生物と生物多様性の保護	
6.5	水の管理と保全	スマートメーター
6.6	廃水管理	
6.7	廃棄物管理	
6.8	エネルギー効率	スマートメーター
6.9	温室効果ガスの削減	自己選択

第1章： 管理



農業は生活のあり方であり、また事業でもあります。事業として成功させるには、管理が欠かせません。レインフォレスト・アライアンスでは、認証農場が優れた効率と透明性を達成し、すべての人を平等に処遇し、かつ経済的に存続可能な方法で管理されるようになることを目指しています。これを実現するには、継続的な改善のための手順とシステムを盛り込んだ統合的な計画と管理の体制を農場と生産者団体が導入しなければなりません。計画と管理が適切に実践されれば、農場の生産性と効率が向上し、また環境への影響が削減されます。土地、水、肥料、農薬の使用効率を向上させることは、気候変動の影響を緩和し、気候変動に適応した農業を実践するうえでも重要です。

この結果へと導くため、「管理」の章では、管理能力、農場と生産者団体の運営、データ管理、持続可能性の評価、および管理計画に関する項目について説明しています。これらの項目の要件は、最初に査定を行ったう

で、計画を立て、それを実施し、その効果を評価し、あらためて調整するという過程に従って策定されています。

リスク査定の結果に応じて、具体的な緩和策と適応策が定義されます。農場と生産者団体の管理者は、この計画の過程を支援するうえで重要な役割を果たします。

また、本章には、認証製品のトレーサビリティを保証するための位置情報データの収集に関する要件も含まれています。森林が伐採された地域や生産の禁止された保護地域で認証製品が生産されないよう、確実に期すための要件です。GPSポリゴンを収集することで、農場の規模に関する正確なデータが提供されるため、収穫量推定の分析がしやすくなるなど、農場管理面での利点ももたらされます。

さらに、ジェンダーと若年者の参加という分野横断的なテーマも本章に盛り込まれています。この項目を「管

理」の章に含めることで、これらが基本的な重要性を持つ問題であり、農場と生産者団体の多数の次元に影響するという事実を認識しています。ジェンダーや若年者の参加に一定水準を要求するのではなく、本基準では、農場が個別の状況に合った目標を設定し、それぞれにとって適切な活動を実施して目標に到達することを奨励しています。

第1章-農場の
成果

1. 団体責任者が持続可能な農業に取り組み、その能力を評価する

1. 団体責任者の能力が向上する

団体責任者が、団体構成員のニーズとリスクに基づいて、より効果的にサービスを提供し、改善を支援する

4. 内部監査と自己査定を実施して、遵守状況を評価し、改善策に役立てる

4. 内部監査のデータをデジタル化して、データの使用と分析を向上させる

2. 団体構成員、農場労働者、農場の位置情報（GPS）についての基本的なデータが収集される

2. 収穫量推定、農場管理、保証を改善するための正確なポリゴンデータを農場が管理する

農業生産者と農場労働者が持続可能性の課題と慣行についての知識を深める

若年者や女性の農業生産者と農場労働者の地位が強化され、能力が向上する

5. 団体構成員、農場労働者、職員、その他の関係者が人権侵害や他の問題に関する苦情を安全に報告できる

3. 責任者がリスク査定を実施し、管理計画を策定する。また、団体構成員と農場労働者を支援し、研修をはじめとするサービスを提供する

3. 団体構成員が資金へのアクセスを改善し、収入を多様化できるよう、研修と支援を受ける

6. 責任者がジェンダー平等の改善を約束し推進する

6. 女性の農業生産者と農場労働者が参加し、意思決定に関与する

6. 責任者がジェンダー平等の改善を約束し推進する

6. 女性の農業生産者と農場労働者が参加し、意思決定に関与する

1. サプライチェーン関係者が方針を策定・採用・配布して、自社だけでなくサプライチェーンや他の取引先においても責任ある業務行動が確実に遂行されるようにする

サプライチェーンの成果

企業のサプライチェーン全体を通じて責任ある事業慣行が確立される

7. 若年の農業生産者と農場労働者が参加し、意思決定に関与する

1.1 管理

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.1.1	<p>団体責任者は、レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準の実施に十分な資源を費やし、十分な数の職員を関与させることにより、持続可能な農業への取り組みを実証する。</p> <p>団体責任者は、少なくとも3年ごとに、管理能力査定ツール（付属文書S02）を使用して自らの管理能力を査定する。認証1年目は、管理能力査定ツールで各項目につき最低1点の得点を取得し、それ以降の査定では継続的な改善を示す。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理能力査定ツールの各項目の得点 <p>参考資料：「SA-S-SD-3付属文書S02：管理能力査定ツール」 参考資料：「SA-G-SD-2手引き書A：管理能力査定ツールの使用法」</p>			✔	
番号	必須のスマートメーター				
1.1.2	<p>団体責任者は、団体の管理能力を向上させ、その取り組みについて管理計画に記載する。</p> <p>指標</p> <p>管理能力査定ツールの各項目の得点</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-3手引き書B：管理計画のテンプレート」</p>			✔	
番号	主要要件				
1.1.5	<p>責任者は、以下の問題を担当する責任者の代表を少なくとも1人任命し、責任ある担当者で構成される委員会を設置する。1つの委員会で、次の問題を複数取り扱うことが認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情解決制度（1.5を参照） ジェンダー平等（1.6を参照） 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処（5.1を参照） <p>委員会は、次の条件を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 問題についての見識があり、意思決定力がある。 - 小規模農場の場合は団体構成員、大規模農場やサプライチェーン業務の場合は労働者によって選ばれた責任ある担当者が含まれている。 - 公平で利用しやすく、ジェンダーへの配慮があり、団体構成員や労働者および社会的弱者から信頼されている。 - ジェンダー平等の問題を取り扱う委員会には、女性が少なくとも1人含まれている。 <p>小規模農場の生産者団体では、ジェンダーと事前評価対処に関して委員会の代わりに責任担当者1人を置くことが認められる。</p>		✔	✔	✔

1.2 運営

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.2.1	<p>責任者は、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準の範囲内で、<u>適用法</u>および団体交渉協定を遵守する。</p> <p>適用法または団体交渉協定が本基準の要件よりも厳格な場合は、その適用法または団体交渉協定が廃止されない限り、その適用法または団体交渉協定が優先される。本基準の要件が適用法または団体交渉協定よりも厳格な場合は、その基準要件が適用法または団体交渉協定の適用を明示的に許可しない限り、その基準要件が優先される。</p>	✓	✓	✓	✓
1.2.2	<p>認証製品の最新の<u>業務委託先</u>、サプライヤー、仲買人、<u>下請業者</u>の一覧を保持する。</p> <p>それらの業者が認証範囲内の業務を遂行する間に本基準の適用要件を遵守するよう確実に期すための制度が導入される。</p> <p>農場の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> - これは、圃場での業務、加工処理業務、労働派遣業務に対して適用される。 - 「サプライヤー」とは、農場が他の農場から認証製品を購入している場合に、その販売者を指す。 <p>参考資料：「手引き書U：業務委託先への適用性」</p>		✓	✓	✓
1.2.4	<p>レインフォレスト・アライアンス認証プラットフォームの生産者団体登録定型書式に従って、すべての団体構成員に関する必要な情報を含んだ<u>団体構成員</u>の最新の登録を保持する。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S13：団体構成員登録」</p>			✓	

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.2.5	<p>正規および臨時労働者に関して、労働者ごとに以下の情報を含んだ最新の記録を保持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 雇用の開始日と終了日 賃金 <p>住居が提供される労働者に関しては、追加で以下の情報を記録に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居の住所 家族の人数 家族の誕生年 <p>軽作業を行う子供（12～14歳）および若年労働者（15～17歳）に関しては、追加で以下の情報を記録に含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居の住所 親または法的保護者の氏名と住所 学校登録（該当する場合） 仕事や業務の種類 1日あたり、および1週あたりの労働時間 <p>適用に関する注記：サプライチェーン認証に際しては、社会的な項目に関して高いリスクがあり、ゆえに「第5章：社会」の要件の遵守が必須とされる認証保有者に対してのみ、この要件が適用される。</p>		<p style="text-align: center;">✓</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>
1.2.6	<p>正規労働者に関しては、労働者ごとに以下の情報を含んだ最新の記録を保持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 賃金 <p>臨時労働者に関しては、労働者の数のみが要求される。</p> <p>読み書きのできない団体構成員は、上記の情報を口頭で提供することができる。</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>			
1.2.7	<p>レインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準が労働者または団体構成員への通知を要求している場合、責任者は、労働者または団体構成員の母語で情報を提供する。</p>		<p style="text-align: center;">✓</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>	<p style="text-align: center;">✓</p>

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.2.8	<p>生産者団体と各団体構成員の間で、署名（または判子や印）による契約を交わし、少なくとも以下の権利と義務を特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 団体構成員がレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準を遵守する義務 • 団体構成員が内部監査と外部審査および制裁の両方を受け入れる義務 • 団体構成員が認証済みとして販売するすべての製品を自らの農場からのみ出荷することの保証 • 団体責任者が下した決定に対し、団体構成員が苦情対応手順に従って抗議する権利 • 団体構成員が自らの農場のデータ（位置情報、数量、地域などのデータが含まれる）を団体責任者およびレインフォレスト・アライアンスと共有することの同意。このデータの共有は、レインフォレスト・アライアンス利用規約およびレインフォレスト・アライアンスのプライバシー方針に則った使用、公開、サプライチェーン内での共有を目的として行われる <p>各団体構成員が契約に合意している。契約は一元的に保管され、各団体構成員が写しを保持する。</p>			✔	
1.2.9	<p>認証と遵守の記録を少なくとも4年間保持する。</p>	✔	✔	✔	✔
1.2.10	<p>大規模農場の場合は農場、<u>小規模農場</u>の団体の場合は農場範囲に関して、以下の情報を盛り込んだ地図を作成し、常に最新の状態を保つ。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 農場/<u>農場単位</u>/生産地帯 • 加工処理施設 • 人の居住地域 • 学校 • 医療センター/<u>応急処置施設</u> • 水域や森林などの<u>自然生態系</u>、およびその他の既存の<u>自然植生</u> • <u>河畔緩衝地帯</u> • <u>アグロフォレストリーシステム</u> • <u>保護区域</u> <p>地図には、<u>リスク査定</u>（1.3.1を参照）で特定された<u>リスク領域</u>も含める。最新の更新日を地図に記載する。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-4手引き書C：農場地図の作成方法」</p>		✔	✔	✔
1.2.11	<p>以下の情報を盛り込んだ農場のスケッチを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>認証農作物</u>の生産領域 • <u>森林</u> • 水域 • 建物 	✔			

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.2.12	<p>すべての農場に関して、認証農作物を有している最大の農場単位の位置情報データを取得し提供できるようにする。少なくとも10%の農場では、このデータをGPSポリゴンの形式で提供できるようにする。他のすべての農場では、このデータをロケーションポイントの形式で提供できるようにする。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-19付属文書第1章：管理」 参考資料：「SA-G-SD-5手引き書D：位置情報データの要件と危険分布図」</p>			☑	
1.2.13	<p>農場のポリゴンを提供できるようにする。農場に複数の農場単位がある場合は、各農場単位のポリゴンを提供する。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-19付属文書第1章：管理」 参考資料：「SA-G-SD-5手引き書D：位置情報データの要件と危険分布図」</p>		☑		☑
番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.2.14 L1	<p>すべての農場単位に関して位置情報データを取得し提供できるようにする。少なくとも30%はポリゴンの形式で提供する。</p> <p>指標に対する毎年の進捗状況を示し、認証3年目の終了時点で到達すべき目標に対応していることを示す必要がある。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置情報データが提供できる農場単位の割合 ポリゴンが提供できる農場単位の割合 			☑	
1.2.15 L2	<p>すべての農場単位に関してポリゴンを取得し提供できるようにする。</p> <p>指標に対する毎年の進捗状況を示し、認証6年目の終了時点で到達すべき目標に対応していることを示す必要がある。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置情報データが提供できる農場単位の割合 ポリゴンが提供できる農場単位の割合 			☑	

1.3 リスク査定および管理計画

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.3.1	<p>責任者は、リスク査定ツールを使用して、少なくとも3年ごとに、本基準の要件に関連した<u>リスク査定</u>を実施する。</p> <p>関連性がある場合は、リスク査定を毎年、確認および更新する。管理計画にリスク緩和策を含める。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」</p>		☑	☑	☑
1.3.2	<p>責任者は、<u>リスク査定</u>（1.3.1）と自己査定（1.4.2）に基づいて管理計画を作成し、目標と取り組みを含める。生産者団体の場合は、管理能力査定ツール（1.1.1）と内部監査（1.4.1）の結果も考慮に入れたうえで管理計画を作成する。責任者は、毎年の管理計画の実施状況について報告する。管理計画を毎年更新する。</p> <p>参考資料：「手引き書B：管理計画のテンプレート」</p>		☑	☑	☑
1.3.3	<p>責任者は、管理計画に基づいて団体構成員にサービスを提供する。サービスには、研修、技術支援、記録管理の支援、資源（苗などの）へのアクセス、啓発活動などが含まれる。責任者は、提供したサービスを文書化する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員に対して提供された研修の数 研修の内容 研修に参加している構成員の数と割合（性別ごと） 構成員に対して提供されたサービスの数と種類（研修以外） 			☑	
1.3.4	<p>責任者は、管理計画に基づいて労働者にサービスを提供する。サービスには、研修、啓発活動などが含まれる。責任者は、提供したサービスを文書化する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者に対して提供された研修の数 研修の内容 研修に参加している労働者の数と割合（性別ごと） 労働者に対して提供されたサービスの数と種類（研修以外） 		☑		☑

番号	自己選択型改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.3.5	<p>責任者は、基本的なリスク査定 (1.3.1) の結果に基づいて、<u>気候変動</u>に関する詳細リスク査定を実施し、地域の状況に応じた気候の脅威とその緩和策について詳細に評価する。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」</p>		☑	☑	☑
1.3.6	<p>責任者は、<u>団体構成員</u>に以下の支援を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務、経営管理、生産経費と純収入の理解に関する研修 金融サービス（銀行口座、モバイル決済、農場の改善を目的とした融資など）の利用の促進 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らの農場の事業計画を立てている団体構成員の数（性別ごと） 			☑	
1.3.7	<p>責任者は、以下の目的のために<u>団体構成員</u>に支援を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切な所得分散戦略に関して、十分な情報に基づいた意思決定を行う。 所得分散戦略を実施するために必要な知識、資源、サービス、市場へのアクセスをもたらす。 世帯やコミュニティへのサポートを拡大する。 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも以下の1つを介して収入を多様化している団体構成員の数および性別 他の収入創出活動（種類ごとに指定） 製品の改良（例：湿式加工） 			☑	

1.4 内部監査および自己査定

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.4.1	<p>責任者は、<u>内部監査</u>システムを導入して、認証範囲内のすべての関係者の遵守状況を、年に1回、評価している。</p> <p>そのシステムには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農場の場合は、<u>団体構成員</u>の農場、加工処理施設、保管施設、他の関係者（<u>下請業者</u>、<u>仲買人</u>、<u>業務委託先</u>など） <u>サプライチェーン</u>の場合は、<u>施設</u>および<u>下請業者</u> <p>外部審査の実施前に、すべての関係者に対して次のように内部監査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証1年目は、本基準のすべての適用要件を対象として内部監査を実施する。 認証2年目以降は、<u>リスク査定</u>（農場の場合は1.3.1を参照）の結果と前年の内部監査および外部審査の結果に基づいて内部監査を実施する。 <p>農場範囲のみの場合：各農場単位が少なくとも3年ごとに審査されるようにローテーションシステムが導入されている。遠隔農場単位の場合は、少なくとも6年ごとに審査されるようにする。</p>			✔	
1.4.2	<p>責任者は、本基準のすべての関連要件に対する自分自身の遵守と、<u>認証範囲</u>のすべての関係者の遵守を評価するために、<u>年次自己査定</u>を行う。</p> <p>責任者は、<u>内部監査</u>（1.4.1を参照）の結果を使用して自己査定を記入する。</p>			✔	✔

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.4.3	<p>団体構成員（農場の場合）および圃場や施設によるレインフォレスト・アライアンスの持続可能な農業基準への遵守に関して、承認と制裁のシステムを導入する。そのシステムには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 書面による承認と制裁の手続き 承認と制裁の管理者または委員会 団体構成員または圃場・施設の改善策および是正措置を追跡するための制度 団体構成員または圃場・施設の個別の認証状況に関する決定（文書化して署名を入れ、最終的な内部監査報告書に含める） 			☑	
1.4.4	<p>内部監査員は、1日あたり7件以上の農場を監査することはできない。内部監査員は研修を受け、研修内容に基づいて評価され、内部監査の実践に関する適切なスキルを習得している必要がある。</p>			☑	
番号	必須改善要件				
1.4.5 L1	<p>内部監査データがデバイス（電話やタブレットなど）を介して収集され、<u>団体構成員</u>の少なくとも30%が内部監査データをデジタル形式で使用している。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体責任者によって デジタル形式で内部監査データが収集され使用されている団体構成員の割合 			☑	
1.4.6 L2	<p>内部監査データがデバイス（電話やタブレットなど）を介して収集され、<u>団体構成員</u>の少なくとも90%が内部監査データをデジタル形式で使用している。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 団体責任者によって デジタル形式で内部監査データが収集され使用されている団体構成員の割合 			☑	

1.5 苦情解決制度

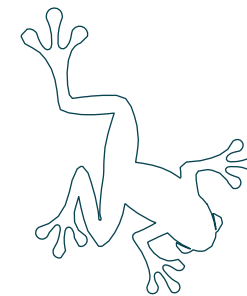
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.5.1	<p>内部告発者を含む個人、労働者、コミュニティおよび/または市民社会組織が認証保有者の事業活動に関連する苦情を提起するための苦情解決制度が導入されている。技術的、社会的、経済的な問題のほか、本基準のあらゆる部分に関係した苦情を提起することができる。苦情解決制度は、認証保有者または第三者が提供できる。苦情解決制度には、少なくとも次の要素が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 苦情解決委員会 (1.1.5を参照) • 苦情解決制度は、あらゆる言語での提出を受け付け、字を読めない人やインターネットを利用できない人も利用可能である。 • 匿名の苦情が受け入れられ、<u>守秘義務</u>が尊重される。 • 人権および労働者の権利に関する苦情は、改善プロトコルに従って是正される。 • 苦情および合意された取り組みが文書化され、妥当な期間内に関係者と共有される。 • 苦情提出者は、苦情解決制度を利用した結果としての雇用の終了や団体構成員の資格の終了、報復または脅威から保護される。 <p>参考資料：「SA-S-SD-23付属文書第5章：社会」 参考資料：「SA-G-SD-6手引き書E：苦情解決制度」</p>		✓	✓	✓

1.6 ジェンダー平等

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.6.1	<p>責任者は、以下のことを通じてジェンダー平等の促進を約束する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 団体構成員や労働者への書面による声明 • ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの促進に向けた対策の実施、監視、評価を担当する委員会の任命（1.1.5を参照） <p>参考資料：「SA-G-SD-7手引き書F：ジェンダー平等」</p>		✓	✓	✓
1.6.2	<p>担当委員会または責任担当者は、以下の活動を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 基本的なリスク査定に従ってジェンダー平等を促進するための方策を実施（1.3.1）し、これらの方策を管理計画に含める（1.3.2）。 • 少なくとも年に1回、責任者と（生産者団体）職員を対象に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する啓発活動を実施する。 • 改善プロトコルに従って、ジェンダーに基づく暴力と差別の是正措置に関与する。 <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」 参考資料：「SA-S-SD-23付属文書第5章：社会」</p>		✓	✓	✓
番号	必須のスマートメーター	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.6.3	<p>担当委員会または責任担当者は、1年目以降、以下を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ジェンダーに関する詳細なリスク査定を実施し、これを少なくとも3年ごとに繰り返す。 • ジェンダーに関する詳細なリスク査定ツールから、少なくとも3つの優先指標とそれぞれの緩和策を決定する。 • 優先する緩和策を管理計画に組み込む。 • 緩和策を実施し監視する。 • この緩和策と指標について、管理者に毎年報告する。 <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」</p>		✓	✓	✓

1.7 若年生産者と若年労働者

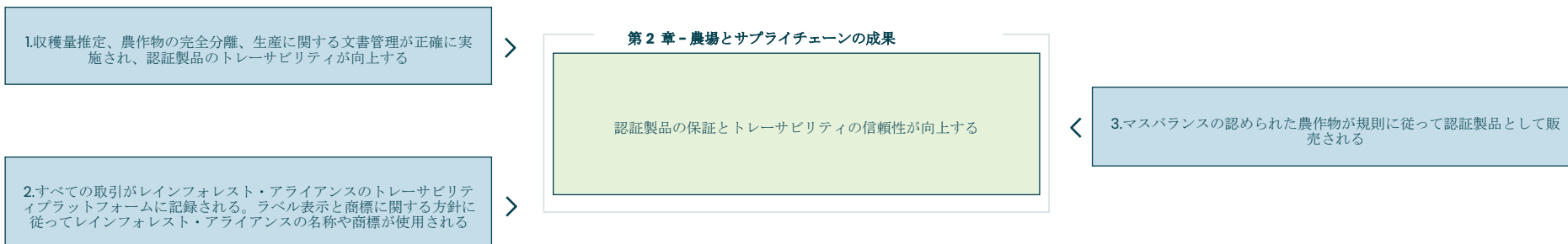
番号	自己選択型スマートメーター	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
1.7.1	<p>責任者は、若年者（35歳未満）の能力開発と農業および管理業務への参加を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業活動への参加意欲を高める。 識字能力や計算能力などを含む、スキル開発を支援する。 研修や意思決定への参加を促進する。 生産者になることを奨励する。 <p>責任者は、提案された（一連の）指標の目標を定義し、ジェンダーごとにこれらの目標の進捗状況を毎年監視する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年者（35歳未満）の団体構成員の数と割合 若年者（35歳未満）の研修参加数と割合 若年指導員（35歳未満）の数と割合 若年内部監査員（35歳未満）の数と割合 土地へのアクセス権を持つ若年生産者（35歳未満）の数と割合 管理職に就いている若年者（35歳未満）の数と割合 		✓	✓	✓



第2章： トレーサビリティ

農業の認証プログラムが信頼され有効性を発揮するには、本基準に従って実際に認証製品が生産されているということを、認証プログラムの利用者に保証できなければなりません。これには、生産者から小売業者に至るまでのサプライチェーン全体を通じて製品を追跡するための堅牢かつ信頼性の高いシステムが求められます。

本章の要件では、事業所内の認証製品の数量を把握するだけでなく、認証製品が非認証製品からどのように分離されているか、どのように販売されているか、どのような商品に転換されているか、および商標がどのように使用されているかを正確かつ確実に記録するための枠組みを生産者にもたらしめます。



2.1 トレーサビリティ

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
2.1.1	<p>合計認証生産量と各生産者の認証生産量（単位はkg、花の場合は本数）が、年に1回見積もられる。この見積もりは、農場または農場単位の代表的なサンプルの収穫量（kg/ha、花の場合は本数/ha）を推定するための信頼性の高い方法論に基づいている。方法論と計算が文書化されている。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 推定認証製品生産量（kgまたは本数） <p>参考資料：「SA-G-SD-8 手引き書G：収穫量推定」</p>		✓	✓	✓
2.1.2	<p>責任者は、毎年以下を見積もる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 収穫された認証農作物の総生産量（単位はkg、花の場合は本数） 購入された製品、生産された製品、販売された製品、および在庫にある製品の残高 <p>推定生産量と実際の生産量の差が15%を超える場合は、妥当な根拠が示されるものとし、そのような差が発生しないように対策が講じられる。生産者団体の場合は、生産者団体レベルと個々の構成員の両方でその差異が確認され、正当化される。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 認証農作物の総収穫量（単位はkgまたは本数） 		✓	✓	✓
2.1.3	<p>認証製品は輸送、保管、加工処理を含む、すべての段階で非認証製品から視覚的に分けられている。これはマスバランス製品には適用されない。</p>			✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
2.1.4	責任者は、認証範囲に含まれる製品が最終的な場所に至るまでの流れを詳細に叙述している。これには、すべての仲買人（収集場所、輸送、加工処理施設、倉庫など）、および製品に対して施されるすべての活動が含まれる。			☑	☑
2.1.5	<p>認証済みとして販売される製品は、生産された認証農場まで遡ることができる。</p> <p>責任者は、認証製品、複数認証製品、非認証製品の物理的な配送に関連する購入と販売の書類を保持し、またすべての仲買人が同じことを実践するよう確認する。 購入と販売の書類には、日付、製品の種類、認証済み数量（の割合）、団体構成員の氏名、さらに関連する場合はトレーサビリティの種類を含める。</p> <p>団体認証の場合、団体責任者は、団体構成員から生産者団体または仲買人に送られる配送それぞれに対して団体構成員が確実に受領書を受け取り、団体構成員の氏名、団体構成員ID、日付、製品の種類、および数量が明記されていることを確認する。</p>			☑	☑
2.1.6	認証製品の出荷量が、総生産量（農場の場合）を超えておらず、また認証製品の購入数量と前年からの在庫残高の合計を超えていない。			☑	☑
2.1.7	数量の重複販売が行われていない。非認証製品として販売された製品、別のスキームまたは持続可能性イニシアチブの下で販売された製品が、レインフォレスト・アライアンス認証としても販売されていない。複数のスキームで認証された製品の販売は可能である。			☑	☑
2.1.8	団体構成員は、団体構成員の氏名、団体構成員ID、日付、製品の種類、数量などの販売受領書（電子的または物理的な形式）を確実に保管する。	☑	☑		
2.1.9	<p>換算係数を計算するための正しい方法論が認証製品ごとに実証され、文書化され、トレーサビリティプラットフォームに適宜反映されている。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第2章：トレーサビリティ」</p>		☑	☑	☑
2.1.10	認証製品の重量または数量を定義するために使用される機器が、毎年校正されている。		☑	☑	☑

2.2 オンラインプラットフォーム上のトレーサビリティ

レインフォレスト・アライアンス認証プログラムでオンラインのトレーサビリティが提供されている農作物を取り扱う認証保有者に適用される。

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
2.2.1	<p>認証製品の販売数量が、出荷の行われた四半期の終了時から遅くとも2週間以内にレインフォレスト・アライアンスの<u>トレーサビリティプラットフォーム</u>に記録されている。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第2章：トレーサビリティ」</p>			✓	✓
2.2.2	<p>レインフォレスト・アライアンス認証製品の購入者が手順を定めて、購入および/または出荷した認証製品の請求書と<u>トレーサビリティプラットフォーム</u>の取引が一致することを定期的に確認できるようにしている。</p>			✓	✓
2.2.3	<p>レインフォレスト・アライアンス認証として販売されなかった数量および/または規格外品や紛失数量が、出荷の行われた四半期または数量を紛失した四半期の終了時から2週間以内に<u>トレーサビリティプラットフォーム</u>から削除されている。</p> <p>マスマランスの数量に適用される要件は、「SA-S-SD-20付属文書第2章：トレーサビリティ」を参照。</p>			✓	✓
2.2.4	<p>製品の包材用および包材以外の場所で一般に向けて商標を使用する場合は、「レインフォレスト・アライアンスラベル表示と商標方針」に従って承認が取得されている。</p>			✓	✓

2.3 マスバランス

マスバランスに基づくトレーサビリティが認められた農作物に対してマスバランスを使用する認証保有者に適用される。

「付属文書S6：トレーサビリティ」を参照。

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
2.3.1	数量の転換が、実際に発生し得る手順に対してのみ実行されている。転換された製品を以前の製品に戻すことはできない。			☑	☑
2.3.2	マスバランスとして販売する製品の数量が、 <u>認証済み</u> として購入した数量に100%含まれている。いかなる場合も、数量の残高がマイナスになることは認められていない。			☑	☑
2.3.3	認証済みとして販売する数量が、オリジン・マッチング（原産国一致）の最小パーセンテージ要件を満たさなければならない。これは、オリジン・マッチング規則が義務付けられているカカオの <u>マスバランス</u> 製品にのみ適用される。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第2章：トレーサビリティ」			☑	☑
2.3.4	認証製品として販売された数量の購入および販売に関する書類には、認証および非認証の数量に関する国レベルの原産地情報が含まれている。これは、オリジン・マッチング規則が義務付けられているカカオの <u>マスバランス</u> 製品にのみ適用される。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第2章：トレーサビリティ」			☑	☑
2.3.5	ある <u>認証保有者</u> から別の認証保有者に <u>マスバランス</u> の数量を移管する際には、当該製品の物理的な <u>出荷</u> が必ず行われなければならない。物理的な出荷を伴わない数量取引は、同じ認証範囲内の施設間でのみ実施できる。			☑	☑

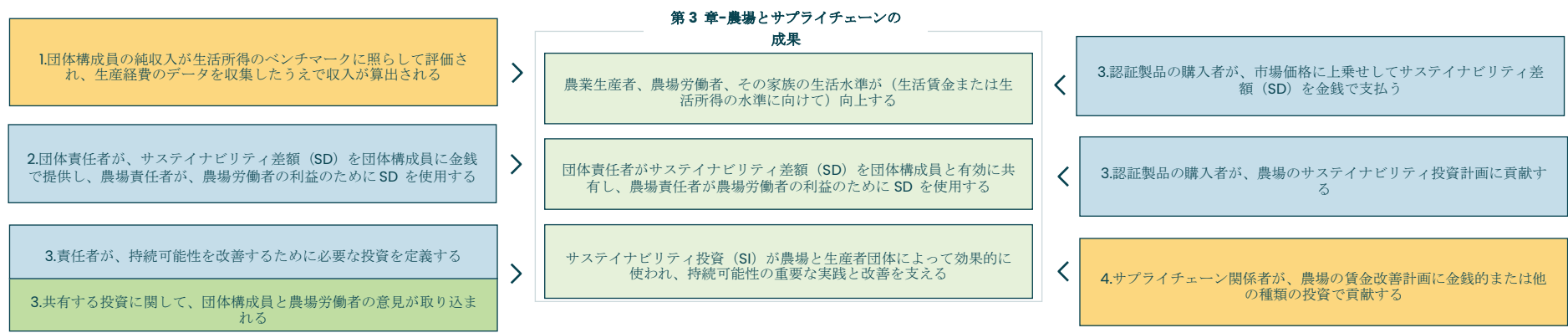


第3章： 収入と責任の共有

レインフォレスト・アライアンスでは、活動対象の農作物で持続可能性が通常の慣行として実践されるようになることを目指しています。これを実現させるには、関係するサプライチェーンのあり方を抜本的に変化させなければなりません。農業生産における持続可能性の価値が評価され、農作物のコストだけでなく重要なサービスのコストが価格に組み込まれ、また原産地で実践される持続可能性の慣行を前進させるための投資を市場と生産者の両方が負担するような体系へと移行する必要があります。

これらの狙いは、「2020持続可能な農業基準」の2つの要素に反映されています。ひとつはサステナビリティ差額で、これは認証農作物を購入する際に市場価格に上乗せして生産者に支払わなければならない金銭的な支払額を意味します。もうひとつはサステナビリティ投資で、これは原産地における持続可能性の進歩を促すことを目的として市場関係者が行う投資です。

本章では、最初に2つの自己選択型改善要件を規定しています。農業生産者の生産経費と生活所得に関する要件で、収益性の向上と収入拡大を目指す内容です。生活所得という概念は、生産者が事業の収益性を向上させ、家族や世帯に適切な生活水準をもたらせるだけの収入を少なくとも得るという目標を認識する概念です。



3.1 生産経費と生活所得

番号	自己選択型改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
3.1.1	<p>団体責任者は、生産経費（例：肥料、農薬、有給労働、設備）の主要な決定要因に関するデータを収集し、団体構成員のサンプルの認証農作物からの純収入（総収入-生産経費=純収入）を計算する。団体責任者は、分析データを団体構成員と共有する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 収穫された製品1kgあたりの生産経費 収穫された製品1kgあたりの認証農作物からの純収入 			✔	
3.1.2	<p>団体構成員の世帯の実際の純収入が、団体構成員のサンプルの生活所得ベンチマークに照らして評価される。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 純収入の平均値と中央値 生活所得ベンチマークとの隔たりの平均値と中央値（金額と割合） 生活所得ベンチマークを満たしている生産者の割合 <p>参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」</p>			✔	

3.2 サステナビリティ差額

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
3.2.1	<p>団体責任者は、レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額の全額を、<u>団体構成員</u>に次の方法に従って、現金または他の金銭的な支払方法で送金する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 配送された数量に基づく比例配分 • 少なくとも次の農作物シーズンの前、または継続的な収穫の場合は少なくとも年に1回の頻度で、時機を逃さず便利な方法を使用する <p>団体責任者は、少なくとも年1回、以下のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額を数量別に文書化する。各購入者からのサステナビリティ差額の支払いを、市場価格や他のプレミアムとは明確に区別して別途記録する。他のプレミアムには、品質プレミアムのほか、生活所得差額のように農作物または国ごとに適用されるプレミアムが含まれる。 • 認証農作物に対して受け取ったサステナビリティ差額を、団体構成員に伝える。 • レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額を団体構成員に支払ったことを文書化する。 <p>指標</p> <p>受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額の金額</p> <ul style="list-style-type: none"> • 団体責任者レベルで受け取った合計金額 • 団体構成員レベルでの数量あたりの受け取り金額 			✔	
3.2.2	<p>レインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額は、生産者及び/または労働者の利益のために使用する。</p> <p>農場責任者は、少なくとも年に一度、以下を文書化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 数量ごとに受け取ったレインフォレスト・アライアンス サステナビリティ差額。各購入者からのサステナビリティ差額の支払いを、市場価格や他のプレミアムとは明確に区別して別途記録する。他のプレミアムには、品質プレミアムのほか、農作物または国ごとに適用されるプレミアムが含まれる。 • サステナビリティ差額を、A) 生産者の利益のため、及び/または、B) 労働者の利益のために、特定の区分を含む、各区分でどのように使用しているか。サステナビリティ差額を労働者の利益のために使用する場合、農場責任者は、優先順位とサステナビリティ差額の配分について労働者代表と協議する。サステナビリティ差額は、賃金、労働条件、健康と安全、住居の各区分に対して配分できる。 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 受け取ったレインフォレスト・アライアンスのサステナビリティ差額の金額（合計および数量ごと） • 受け取ったサステナビリティ差額の合計金額のうち、a) 賃金、b) 労働条件、c) 健康と安全、d) 住居の各区分で、A) 自己使用とB) 労働者の利益のために使用した割合 		✔		✔

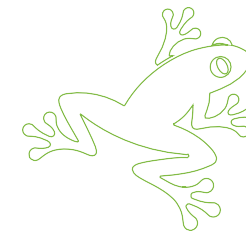
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
サプライチェーンの認証保有者、および他の農場から認証製品を直接購入している農場の認証保有者に適用される。					
3.2.3	責任ある認証保有者は、市場価格、品質プレミアム、その他の差額に加えて、 <u>サステイナビリティ差額</u> を金銭的な支払方法で支払う。サステイナビリティ差額は現物で支払うことはできない。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓
3.2.4	責任ある認証保有者は、 <u>サステイナビリティ差額</u> の支払いに関して、金額や他の条件を規定した明確な契約または約束を交わす。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓
3.2.5	<u>サステイナビリティ差額</u> の全額が、少なくとも年に1回、関連する農作物に規定された支払期日までに支払われる。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓
3.2.6	<u>サステイナビリティ差額</u> の確認情報が、 <u>トレーサビリティプラットフォーム</u> に記録される。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓
3.2.7	<u>サステイナビリティ差額</u> の最小値が規定されている農作物の場合は、少なくともその最小値が支払われる。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓

3.3 サステナビリティ投資

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
3.3.1	<p>責任者は、レインフォレスト・アライアンス <u>サステナビリティ投資計画</u>テンプレートを使用して、持続可能性を改善するために必要な投資を少なくとも毎年定義する。</p> <p>責任者は、次の情報源を使用して投資のニーズを通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理計画（管理能力査定と<u>リスク査定</u>の結果を含む） 審査報告 内部監査および自己査定 <p>責任者は、レインフォレスト・アライアンスの投資区分に従って、この投資計画に対して購入者から現物および金銭で受け取ったサステナビリティ投資を文書化する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> レインフォレスト・アライアンスが規定した投資区分ごとに特定された投資ニーズ 購入者から受け取ったサステナビリティ投資 受け取ったサステナビリティ投資の合計金額のうち、規定の各投資区分に対して使用した割合 <p>参考資料：「RA-S-MT-17付属文書S16：サステナビリティ投資計画テンプレート」</p>			✓	✓
番号	必須改善要件				
3.3.2 L1	<p>団体責任者は、毎年、<u>団体構成員</u>の代表と協議して、<u>投資計画</u>の内容を共同で定義する。団体責任者は、投資計画への貢献について購入者と毎年協議する。</p>			✓	
3.3.3 L1	<p>農場責任者は、毎年、<u>労働者</u>の代表と協議して、<u>投資計画</u>の内容を共同で定義する。農場責任者は、投資計画への貢献について購入者と毎年協議する。</p>				✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
サプライチェーン認証保有者、および他の農場から認証製品を直接購入している農場の認証保有者に適用される。					
3.3.4	サステナビリティ投資の全額が、少なくとも年に1回、関連する農作物に規定された支払期日までに支払われる。			✓	✓
3.3.5	サステナビリティ投資の確認情報が、トレーサビリティプラットフォームに記録される。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓
3.3.6	認証保有者は、サステナビリティ投資に関して、金額や他の条件を規定した明確な契約または約束を交わす。 参考資料：「SA-S-SD-20付属文書第3章：収入と責任の共有」			✓	✓

第4章： 農業



本章では、持続可能な農業、農作物の生産性と収益性、および自然資源と生態系の営みの結果に焦点を当てています。ここでの結果には、気候変動に対応した農業と食料安全保障に対する目標が含まれます。つまり、農場と生産者団体が持続可能な慣行を実践し、可能な場合は多様化し、気候変動を緩和し、気候変動に適応し、回復力を高めることを意味します。

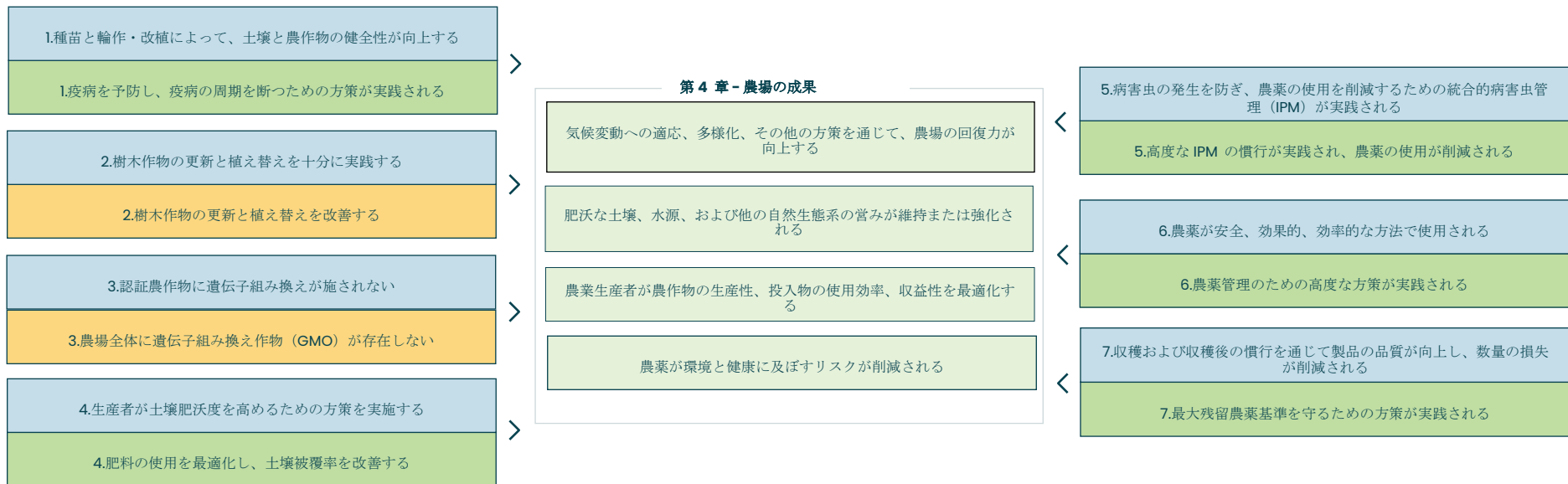
本章の項目が総合的に実践されることで、これらの結果が達成されます。持続可能な生産の慣行、土壌の肥沃化と保全、統合的病害虫管理（IPM）、安全な農薬管理といった農業活動は、生産性と収益性の持続可能な結果を支えるだけでなく、自然資源の保全と生態系の営みを支えます。本章の要件は、各地特有の状況を考慮した慣行を奨励することで、投入資材と自然資源が効率的に使用さ

れるよう促します。また、自然の循環を最適化して、気候変動への適応力を高め、土壌の肥沃度と健全性を向上させ、花粉媒介者を引き付け、水資源の保全と管理を改善し、農薬を最小限に抑え、環境へのさらなる悪影響を軽減します。

さらに、収穫後に実践する慣行を通じて、農場と生産者団体が農作物の品質を向上させることで、市場の要求を満たせるようになるため、農作物の収益性も支えられます。

本章の要件の実践により、持続可能な農業にとって欠かせない幅広い基礎の一部が形成されます。この基礎が他の分野、他の市場、また他の支援活動と組み合わせる結果として、農作物全体や地域全体への影響を支えられる

ようになります。



4.1 種苗と輪作・改植

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.1.1	<p>植栽、接ぎ木、更新と植え替えのための植物品種が、品質、生産性、病害虫や疫病への耐性、植物の寿命期間中の気候への適合性に基づいて選択される。これは、気候に関するリスク査定 (1.3.5) が実行された場合は、その結果に従って行われる。</p> <p>種苗材料が、病害虫や疫病を有していない。</p>	✓	✓	✓	✓
4.1.2	<p>新しい植栽には十分に確立された作付体系があり、例として次のような点が考慮されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 使用する品種の要件 • 地理的、生態学的、農学的な条件 • 発根深度と土壌用途の異なる農作物を使った多様化や混作（土壌の品質と健全性の向上） • 植栽密度 		✓	✓	✓
番号	必須改善要件				
4.1.3 LI	<p>生産者は、病害虫や疫病を防ぎ、その生物学的なサイクルを妨げ、土壌の健全性を支援し、雑草管理を改善するための対策を実施する。このような対策には、混作のほか、輪作や休閑地にするといった農作物周期の合間に行われる対策が含まれる。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-9手引き書H：統合的病害虫管理 (IPM)」</p>	✓	✓	✓	✓

4.2 樹木作物の剪定と更新と植え替え

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.2.1	<p>責任者は、農作物のニーズ、農業生態学的な条件、および適用される剪定の手引きに従って、周期的に剪定を実施し、適切な形成、維持、回復剪定を促す。</p> <p>団体責任者は、この周期的な剪定を実施するために団体構成員を支援する。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-10手引き書I：剪定」</p>		✓	✓	✓
番号	必須のスマートメーター				
4.2.2	<p>生産者は、4.2.1の要件に従って剪定を行う。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 農作物のニーズ、農業生態学的な条件、および適用される剪定の手引きに従って、適切に剪定している団体構成員の割合 	✓		✓	
番号	自己選択型スマートメーター				
4.2.3	<p>生産者は、年齢、疫病、または他の原因に応じて認証農作物の更新と植え替えを実践することで、生産性を維持する。これには、生産地域の植え替え、間隙充填、接ぎ木が含まれる。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模農場：認証農作物に対して更新と植え替えを実践している団体構成員の割合 大規模農場：更新と植え替えを実践している認証農作物の農場区域の割合 	✓	✓	✓	✓

4.3 遺伝子組み換え作物（GMO）

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.3.1	認証農作物に遺伝子組み換えが施されていない。	✓	✓	✓	✓
番号	自己選択型改善要件				
4.3.2	農場に遺伝子組み換え作物（GMO）が存在しない。	✓	✓	✓	✓

4.4 土壌肥沃度と保全

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.4.1	<p>責任者は、その地域の代表的なサンプルに対して<u>土壌評価</u>を実施する。土壌評価には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a.侵食されやすい地域と斜面 b.土壌構造 c.土壌深度と土壌層位 d.圧縮領域の高密度化 e.土壌水分と土壌中の水位 f.排水条件 g.主要栄養素と有機物のレベル。これは、その地域の代表的なサンプルに対する土壌試験または栄養素不足の症状の視覚的な観察（葉の試験）、もしくはその両方を通して評価する。 <p>土壌評価を少なくとも3年に1回、更新する。 年間周期で栽培される農作物の場合は、「g. 主要栄養素と有機物のレベル」を毎年評価する。</p>		✓	✓	✓
4.4.2	<p>責任者は、<u>土壌評価</u>に基づいて土壌管理の方策を特定し、これらを<u>管理計画</u>に含めることで、土壌有機物を蓄積し、農場の養分リサイクルを高め、土壌水分を最適化する。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-12手引き書J：土壌肥沃度と保全」</p>		✓	✓	✓
4.4.4	<p>生産者は、可能であれば最初に農場で生産された有機肥料などの副産物を使用する。より多くの栄養素が必要な場合は、できれば他の有機肥料、さもなければ無機肥料で補う。</p> <p>動物性肥料は、リスクを最小限に抑えるため、肥料として使用する前に高温で<u>堆肥化</u>する。生産者は、動物性肥料と堆肥を水域から少なくとも25m離れた場所に保管する。</p>	✓	✓		✓

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.4.5 L1	生産地域の土壌が、露出しておらず、被覆作物、作物残渣、根覆いなどの手段によって保護されている。	✓	✓		✓
4.4.6 L1	肥料をやる際には、農作物が必要とする時に必要な場所で栄養素を得られるように配慮し、環境汚染を最小限に抑える。	✓	✓		✓
番号	必須のスマートメーター				
4.4.7	<p>生産者は、有機および無機肥料の使用を監視および最適化する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機肥料を使用している団体構成員の割合 1ヘクタールあたりのN、P、Kの量 (kg/ha、年または作付周期ごと) <p>小規模農場の生産者団体では、代表的なサンプルを使用して指標を監視できる。</p>	✓	✓	✓	✓

4.5 統合的病害虫管理 (IPM)

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.5.1	<p>責任者は、能力のある専門家によって開発されたIPM戦略を実践する。加工処理施設を含む農場全体の範囲に対する防止、監視、介入策を、IPM戦略に含める。気候条件や病害虫の監視結果、および実施されたIPMの取り組みと農薬散布の記録に基づいて、IPM戦略を策定する。また、IPM戦略を毎年更新する。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-9手引き書H：統合的病害虫管理 (IPM)」</p>		✓	✓	✓
4.5.2	<p>生産者は、病害虫を定期的に監視し記録する。</p> <p>大規模農場は監視記録を管理し、団体責任者は、生産者の代表的なサンプルの監視記録を管理する。記録には、日付、場所、病害虫の種類を含める。</p>	✓	✓	✓	✓
4.5.3	<p>生産者は、病害虫の予防と防除に際して、まずは生物学的、物理的、および他の非化学的な防除方法を使用し、これらの方法の使用と有効性を文書化する。病害虫が基準値に達した場合は、能力のある技術者の助言、および/または国の公的機関の助言や指示に従って、農薬を散布することができる。</p> <p>農薬を使用する場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毒性が最も低く、かつ選択性が最も高い農薬を使用する。 ・ 影響を受けた植物と地域でのみ使用する。 ・ 様々な有効成分を順繰りに使用して、耐性ができないようにする。 ・ 定期散布は避ける。能力のある技術者または国の公的機関によって推奨された場合にのみ許可される。 	✓	✓		✓
4.5.4	<p>病害虫管理活動に関与している生産者と労働者は、IPM戦略について訓練を受けている。</p>	✓	✓	✓	✓

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.5.5 L1	生産者は、 <u>IPM</u> 戦略を導入する。	☑			
4.5.6 L2	生産者は、農作物生産地域の近くの自然生態系を強化し、 <u>天敵</u> の生息地を増やす。例として、昆虫飼育場を設置する、鳥・コウモリ・花粉媒介者を引き付ける木や低木を植える、低地を植生のある小さな池に転換して水辺と植生を強化する、といった方法が挙げられる。	☑	☑	☑	☑
番号	必須のスマートメーター				
4.5.7	<p>生産者は、<u>農薬</u>の使用を監視し削減する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ヘクタールあたりの<u>有効成分</u> (kg/ha、年または作付周期ごと) 例外的使用リストおよびリスク軽減リストに記載されている有効成分の使用実績 <p>小規模農場の生産者団体では、代表的なサンプルを使用して指標を監視できる。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-22付属文書第4章：農業」</p>	☑	☑	☑	☑
番号	必須改善要件				
4.5.8 L2	<p>生産者は、<u>病害虫</u>の主な<u>天敵</u>を定期的に監視し記録する。</p> <p>大規模農場は監視記録を管理し、団体責任者は、生産者の代表的なサンプルの監視記録を管理する。記録には、日付、場所、天敵の種類を含める。</p>	☑	☑	☑	☑

4.6 農薬管理

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.6.1	<p>以下に該当する農薬を使用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ レインフォレスト・アライアンス禁止農薬リストまたは廃止農薬リストに記載されている。 ・ 適用法により禁止されている。 ・ その農場がある国で合法的に登録されていない。 <p>生産者は、密封されたオリジナルのパッケージに入った状態で正規販売者から購入した農薬のみを使用する。団体責任者が家畜やペットに使用する化学物質を購入する場合、それらの化学物質は、この基準の対象範囲には含まれない。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-22付属文書第4章：農業」</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.2	<p>リスク軽減リストに含まれている農薬を生産者が使用する場合は、「付属文書第4章：農業」の「農薬管理」の項に従って、個別のリスク軽減慣行をすべて実施する。</p> <p>例外使用方針に含まれている農薬を生産者が使用する場合は、この方針に従って、個別のリスク軽減慣行をすべて実施する。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-22付属文書第4章：農業」</p> <p>参考資料：「SA-P-SD-9例外使用方針：レインフォレスト・アライアンスの禁止農薬の使用に関して認められた例外とその条件」</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.3	<p>農薬取扱者は、農薬の準備方法と使用方法に精通し、毎年訓練を受けている。農薬取扱者は、製品のラベルまたは製品安全データシート (MSDS) に規定されている防護服 (PPE) を使用する。そのような情報がない場合は、潜在的なリスクに応じて、かつ能力のある技術者の推奨に従って、追加のアイテムを備えた基本的な防護服を着用する。防護服は、良好な状態に保つ。使用直後に安全に洗浄および保管し、労働者の住居に持ち込まない。使い捨てのアイテムは、1回の使用後に廃棄する。</p> <p>PPEは、労働者に無料で提供される。</p> <p>農場責任者または団体責任者は、PPEの使用を記録、監視、徹底するためのシステムを有している。</p>	✓	✓	✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.6.4	<p>農薬取扱者は、使用後に入浴、着替え、洗濯を行う。</p> <p>責任者は、少なくともプライバシーが保護された場所と水および石けん、できれば入浴（水浴び）施設を農薬取扱者に提供する。</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.5	<p>農薬の準備と使用に際しては、特に以下の点に関して、ラベル、製品安全データシート（MSDS）、セキュリティタグの記載、もしくは国の公的機関が能力のある技術者の推奨に従う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散布領域までの安全な輸送 ・ 正しい投与量 ・ 適切な機器と技術の使用 ・ 適切な気象条件 ・ 立ち入り制限時間（REI）の配慮（現地の言語で書かれた警告標識、影響を受ける可能性のある人やコミュニティへの事前通知など） <p>他に情報がない場合は、WHOクラスII製品の最小散布間隔制限は48時間、その他の製品は12時間とする。立ち入り制限時間が異なる製品を複数同時に使用した場合は、最も長い間隔に従う。</p> <p>量と散布量の計算方法を見直して調整することで、余剰混合物と農薬の過剰使用を減らす。</p> <p>製品の製品安全データシート（MSDS）、ラベル、セキュリティタグ、または公的機関の規制で規定された農薬散布から収穫までの間隔を遵守する。農薬散布から収穫までの間隔が異なる製品を複数同時に使用した場合は、最も長い間隔に従う。</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.6	<p>農薬の飛散や他の経路を介した農薬汚染を回避するための制度が導入され維持されている。これには、散布区域から水生・陸生のすべての自然生態系、およびインフラストラクチャを含む他の領域へと及ぶ農薬汚染が含まれる。</p> <p>この手順には、植生防壁、農薬散布禁止地帯、その他の効果的な手順が含まれる。</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.7	<p>空中散布は、「付属文書第4章：農業」で規定された条件下でのみ許可される。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-22付属文書第4章：農業」</p>	✓	✓	✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.6.8	<p>農薬使用の実績が記録され、記録に以下の情報が含まれている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 製品のブランド名と有効成分 • 使用日時 • 使用場所と面積 • 使用量（投与量と量） • 農作物 • 使用者の氏名 • 対象病害虫 <p>団体責任者は、団体構成員による記録の管理を必要に応じて支援する。</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.9	<p>農薬の空の容器と散布装置を3回洗浄し、すすぎ水を農作物に散布する最後の農薬の混合物に使用する。農薬散布後に散布装置を3回洗浄し、余った混合物は10倍量の清水で希釈して、すでに農薬を散布した圃場に均等に散布して廃棄することで、環境と健康への悪影響を最小限に抑える。</p> <p>農薬の空の容器は、正式な回収とリサイクルの制度を通じて安全に処分するかサプライヤーに返却するまで、鍵付きの倉庫に保管する。サプライヤーが空の容器を引き取らない場合は、切断するか穴を開けて、他の目的で使用されないようにする。</p> <p>禁止、廃止、期限切れの農薬は、サプライヤーか地方自治体に返却する。回収制度がない場合は、これらの製品にラベルを付け、他の製品とは分離して、鍵付きの場所で安全に保管する。</p>	✓	✓	✓	✓
4.6.10	<p>農薬と散布装置は、ラベルの指示に従って保管することで、環境と健康への悪影響を最小限に抑える。農薬は、オリジナルの容器またはパッケージで保管する。</p> <p>農薬および散布装置を保管するための設備が、以下の条件を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 乾燥していて、清潔で、換気が良い。 • 不浸透性材料で作られている。 • 安全に施錠でき、訓練を受けた取扱者のみが入り出できる。 • 子供が立ち入ることができない。 • 農作物、食品、梱包材料から隔離されている。 	✓			

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.6.11	<p>農薬と散布装置は、ラベルの指示に従って保管することで、環境と健康への悪影響を最小限に抑える。農薬は、オリジナルの容器またはパッケージで保管する。</p> <p>農薬および散布装置を保管するための設備が、以下の条件を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥していて、清潔で、換気が良く、しっかりした屋根と不浸透性の床がある。 安全に施錠でき、訓練を受けた取扱者のみが入り出できる。 農産物、食品、梱包材料から隔離されている。 流出が発生した場合の緊急用具を備えている。 視覚的で分かりやすい安全警告標識とピクトグラム（図解）を備えている。 緊急処置、洗眼場所、緊急事態専用シャワーを備えている。 		✓	✓	✓
4.6.12	<p>農薬の在庫の目録を作成し、最新の状態に保つ。目録には以下の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 購入日 製品のブランド名と有効成分（リスク軽減リストに含まれている化学物質の表示を含む） 量 有効期限 <p>生産者団体の場合、これは一元管理している在庫にのみ適用される。</p>		✓	✓	✓
番号	必須改善要件				
4.6.13 L1	農薬を混合して投与するための機器が、毎回の保守・整備の後、異なる種類の農薬を使用する前に、少なくとも毎年較正されている。	✓	✓	✓	✓
番号	自己選択型改善要件				
4.6.14	一元化された専門の散布チームが農薬を散布する。			✓	

4.7 収穫および収穫後の慣行

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
4.7.1	<p>生産者は、積載、加工処理、梱包、輸送、保管など、収穫時および<u>収穫後</u>の取り扱い時に製品の品質と数量を保護および最適化する。これには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 製品を適切な時間と間隔で収穫することで、品質を最適化する。 • 収穫による植物へのダメージを最小限に抑えることで、将来の生産を確保する。 • 異物、洗浄剤、農薬、微生物、<u>病害虫</u>による汚染を防止する。 • 湿気によるダメージを防ぐ。 • 換気が良く、乾燥した冷暗所に製品を保管する。 • 収穫時と収穫後に使用する道具、機械、設備を整備し洗浄する。 • 食品に適した承認済みの梱包材料を使用する。 	✓	✓	✓	✓
番号	必須改善要件				
4.7.2 L1	<p>生産者は、製品の生産国と既知の輸出先国が設定している<u>最大残留農薬基準</u>を遵守するための措置を講じる。この措置の例としては、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 収穫後に農薬を使用する場合は、ラベル表示を厳守する。 • 独自に検査を実施するか（必須ではない）、購入者から情報を入手して、製品の残留農薬についての情報を把握する。 • 最大残留農薬基準を超えた場合は対応を取る。 • 最大残留農薬基準を超えた場合は購入者に連絡する。 		✓	✓	✓

第5章： 社会

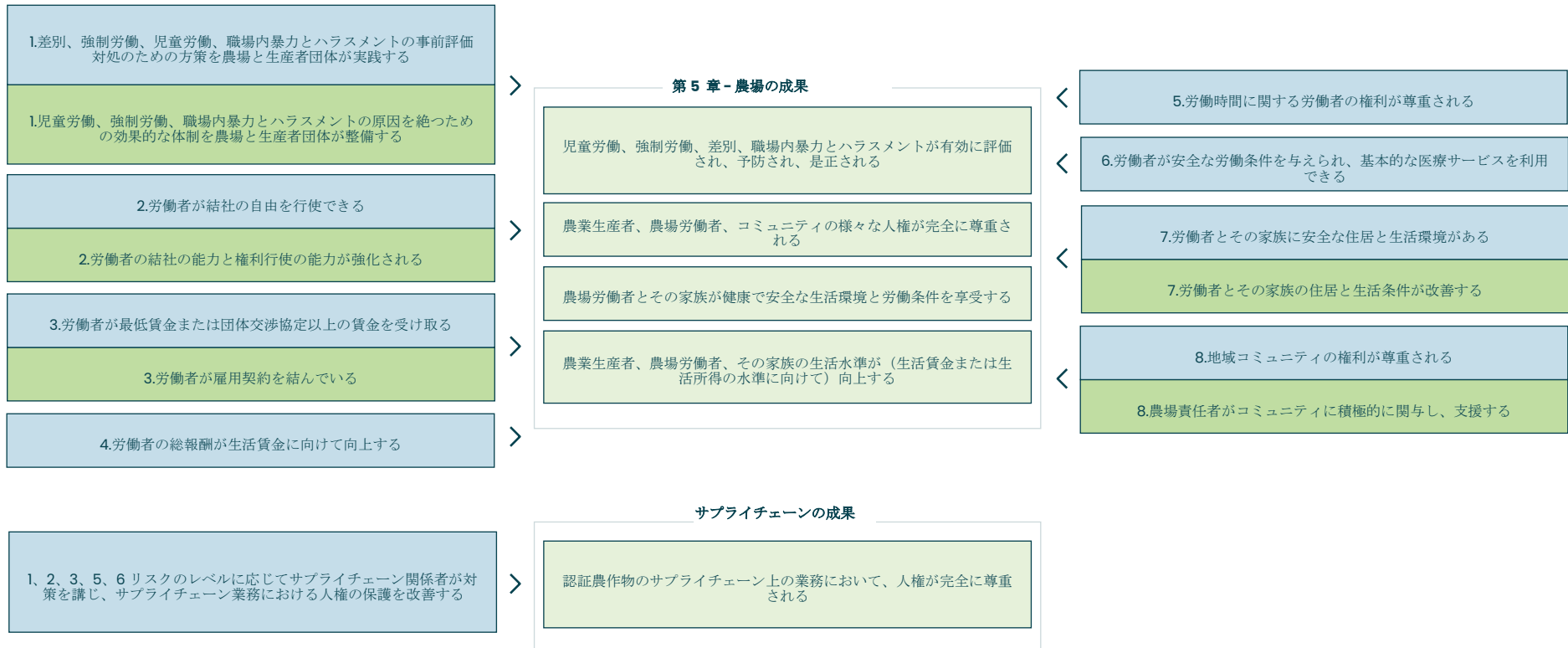


農場要件の「社会」の章では、農業生産者と労働者が自分自身と家族のためにより良い労働条件と生活条件を実現できるようにすること、移民、子供、若年者、女性などの社会的弱者に特別な注意を払い、敬意をもって平等に処遇すること、認証農場における人権および労働者の権利の保護を強化することを目指しています。

持続可能な農業は、本質的に何百万人もの生産者と家族、およびそのコミュニティの生活につながっています。持続可能な生活を支援するため、レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準は、すべての基本的な人権と労働者の権利、生活賃金、衛生安全、適切な生活と設備の整った労働条件に関する要件を定めています。農場や生産者団体は、先住民の法的小および慣習的な権利を尊重する必要があります。これらの要件は、国連のビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）やILO条約のほか、世界生活賃金連合の提唱により開発された生活賃金をはじめ多数の組織が掲げている概念とも整合しています。

レインフォレスト・アライアンス認証農場では、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントなどの人権侵害を許容しません。私たちの認証プログラムでは、この4種類の人権侵害に対して「事前評価対処方式」を採用していて、これは変化をもたらすという点で、単純な禁止措置よりもはるかに大きな効力を発揮します。一部の農業サプライチェーンではこのような違反のリスクが高いため、私たちは、リスク査定と緩和策、定期的な自己監視、および違反が発生した場合の是正措置を含んだ厳密な制度を整備するよう、農場と生産者団体に義務付けています。重大な事例を是正せず放置したり、および/または適用法に違反した場合は、認証の却下、一時停止、または取消につながります。この事前評価対処方式については、要件5.1および関連する付属文書で詳しく説明しています。

さらに、この認証プログラムでは、農場労働者とその家族が適切な生活水準を満たし、生活賃金を稼げるようになることを目標としています。このため、本基準では、団体交渉と結社の自由、健康で安全な生活と労働条件、および医療の利用に関する労働者の権利が確実に尊重されるようにしています。このプログラムの狙いは、最低賃金の支払いと生活賃金に向けての増額を要求して労働者の賃金改善に寄与することにあります。レインフォレスト・アライアンスでは、低賃金の問題を生産者が独力で解決しようとするには限界があることも認識しています。このため、私たちは、国連のビジネスと人権に関する指導原則に則って、農業生産の賃金相場に透明性をもたらす、認証保有者に継続的な改善と対話を呼びかけ、不十分な賃金に伴う悪影響を防止・緩和するためサプライチェーンで責任を共有するよう、企業に奨励しています。



5.1 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事前評価対処

レインフォレスト・アライアンス認証農場では、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントは容認されない。事前評価対処方式では、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントに関連するリスクを認証保有者が監視し、リスクを緩和するための具体的な対策を講じることを義務付けている。レインフォレスト・アライアンス認証農場や認証申請中の農場でそのような事例が特定された場合は、是正する必要がある。重大な事例を是正せずに放置したり、および/または適用法に違反した場合は、認証の却下、一時停止、または取消につながる。

児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの4つの問題すべてに関して、4つの主要要件を実施する必要がある。特定の国や農作物に関し、レインフォレスト・アライアンスの児童労働と強制労働の危険分布図でリスクが中または高であると判断された場合は、改善要件とスマートメーター要件を実施する必要がある。当該国の当該農作物に関するリスクのレベルが特定されていない場合は、認証保有者の独自のリスク査定に基づいて改善要件とスマートメーター要件が適用される。差別および職場内暴力とハラスメントの改善要件は、常に大規模農場と個別認証農場にのみ適用される。

児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントについては、「付属文書S01：用語集」で定義される。これらの定義は、以下を含む関連するILO基準に基づいている。

ILO最低年齢条約、1973年（第138号）

ILO最悪の形態の児童労働条約、1999年（第182号）

ILO強制労働条約、1930年（第29号）

ILO強制労働廃止条約、1957年（第105号）

ILO同一報酬条約、1951年（第100号）

ILO差別待遇（雇用及び職業）条約、1958年（第111号）

ILO暴力及びハラスメント条約、2019年（第190号）

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.1.1	<p>言質 責任者は、以下を行うことにより、<u>児童労働</u>、<u>強制労働</u>、<u>差別</u>、<u>職場内暴力とハラスメント</u>の事前評価対処を行うことを約束する。</p> <p>- 事前評価対処システムの管理を担当する委員会の任命（要件1.1.5を参照） 委員会は、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 責任者および苦情とジェンダー問題の管理を担当する委員会またはその担当者と連携する。 少なくとも年1回の啓発活動を通じて、これら4つの問題に関する責任者と（生産者団体）職員の認識を向上させる。 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントは許容されず、責任者が関連する事例を評価して対処するシステムを整備していることを、<u>労働者</u>または<u>団体構成員</u>に書面で通知する。この情報を常に中心的な場所に掲示する。 <p>参考資料：「SA-G-SD-11手引き書L：事前評価対処方式」</p>		✓	✓	✓
5.1.2	<p>リスク緩和 責任者代表または委員会は、基本的な<u>リスク査定</u>（1.3.1）で特定された緩和策を<u>管理計画</u>（1.3.2）に含め、それらの緩和策を実施する。</p> <p>基本的なリスク査定は、少なくとも3年ごとに繰り返す。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」</p>		✓	✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.1.3	<p>監視 責任者代表または委員会は、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • リスクを監視し、リスク緩和策の実施状況を監視する。 • 児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの可能性のある事例を、責任者と苦情解決委員会に報告する。 • 改善活動を監視する（5.1.4を参照）。 <p>監視システムの強度は、リスクのレベルと問題に合わせて調整する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監視システムによって特定され、苦情解決制度に報告された潜在的な事例の数（性別、年齢、問題の種類別） <p>参考資料：「SA-G-SD-20手引き書R：事前評価対処方式ツール」</p>		✓	✓	✓
5.1.4	<p>是正 責任者代表または委員会は、児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事例の改善方法を管理計画で定める。確認された事例は、レインフォレスト・アライアンス改善プロトコルに従って是正され文書化される。被害者の安全と守秘義務は、手順全体を通じて保護される。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 確認された児童労働、強制労働、差別、職場内暴力とハラスメントの事例のうち、改善プロトコルに基づいて是正された事例の件数と割合（性別、年齢、問題の種類別） <p>参考資料：「SA-S-SD-23付属文書第5章：社会」</p>		✓	✓	✓

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
<p>レインフォレスト・アライアンスの児童労働と強制労働の危険分布図で、児童労働と強制労働のリスクが中または高とされた場合に適用される。 大規模農場および個別認証農場は、差別および職場内暴力とハラスメントの改善を常に実施する。</p>					
5.1.5 L1	<p>責任者代表または委員会は、認証1年目に次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中または高リスクの問題に対して、事前評価対処方式の詳細なリスク査定を実施する。 それらの問題に対応するための緩和策を管理計画（1.3.2）に含める。 これらの対策を実施する。 <p>事前評価対処システムの詳細なリスク査定は、少なくとも3年ごとに繰り返す。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」</p>		☑	☑	☑
5.1.6 L1	<p>責任者代表または委員会は、すべての団体構成員（小規模農場）と労働者（大規模農場および個別認証農場）を対象として、<u>児童労働</u>、<u>強制労働</u>、<u>差別</u>、<u>職場内暴力</u>とハラスメントに関する研修や啓発活動を実施する。</p>		☑	☑	☑
5.1.7 L1	<p>責任者は、<u>（生産者団体）職員</u>、<u>団体構成員</u>、<u>団体構成員の労働者の子供</u>が学校に通うことを積極的に奨励する。</p>			☑	
<p>番号 必須のスマートメーター</p> <p>レインフォレスト・アライアンスの児童労働と強制労働の危険分布図で、児童労働と強制労働のリスクが中または高とされた場合に適用される。 大規模農場および個別認証農場は、差別および職場内暴力とハラスメントの改善を常に実施する。</p>					
5.1.8	<p>責任者は、事前評価対処システムが適切に機能することを保証する。この目的のため、認証1年目以降は、以下の5つの要素に基づいて、関連する問題の事前評価対処システムの評価を毎年実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩和策の効果的な実施 関連する事前評価対処項目に関する効果的な研修 外部関係者との効果的な協力 事前評価対処システムの効果的な監視 事前評価対処項目に関する効果的な内部協力 <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前評価対処システム要素の点数 <p>参考資料：「SA-G-SD-11手引き書L：事前評価対処方式」</p>		☑	☑	☑

5.2 結社の自由と団体交渉

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.2.1	<p>労働者は、雇用主からの事前承認なしに、適用法に従って、労働組合または労働者団体を結社する権利、自分で選択した労働組合または労働者団体に参加する権利、団体交渉に参加する権利を有する。労働者代表は、定期的な自由選挙で労働者の中から民主的に選出される。</p> <p>責任者は、労働者の雇用を開始する前に、労働者が理解できる言語で書かれた書面の方針を通して、これらの権利について通知する。結社の自由と団体交渉に関する書面の方針は、職場で常に目に見えるように掲示する。</p> <p>結社の自由と団体交渉の権利が法律で制限されている場合、責任者は、独自の自由結社、交渉、責任者との対話に相当する手段の開発を妨げない。</p> <p>ILO結社の自由及び団結権保護条約、1948年（第87号） ILO労働者代表勧告、1971年（第143号）</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓
5.2.2	<p>労働者は、過去または現在の労働者組織や労働組合の会員としての活動を理由に、差別や報復を受けることがない。責任者は、罰則、賄賂、その他の手段を利用して労働組合員や労働者代表に影響を及ぼさない。雇用終了に際しては記録を残し、雇用終了の理由のほか、労働組合や労働者組織と労働者の関係についての情報を含める。責任者は、労働者組織および/または労働組合の内政、およびそうした組織の成員に関係する選挙や職務に干渉しない。</p> <p>ILO団結権及び団体交渉権条約、1949年（第98号） ILO労働者代表勧告、1971年（第143号）</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓

<p>5.2.3</p> <p>責任者は、<u>労働者代表</u>がその職務を遂行し、会議に出席するための合理的な有給休暇を提供する。</p> <p>責任者は、必要に応じて、会議の場所、コミュニケーション手段、保育などの合理的な設備を労働者代表に提供する。</p> <p>責任者は、<u>労働者組織および/または労働組合</u>が掲示板を使用して活動に関する情報を伝達できるようにする。</p> <p>責任者は、労働条件と雇用条件を総合的に改善し、それに取り組むために、自由選挙で選ばれた労働者代表との対話を確立する。</p> <p>責任者は、労働者組織や労働組合との会合の議事録を保管する。</p> <p>ILO労働者代表条約、1971年(第135) ILO労働者代表勧告、1971年(第143号)</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。 - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である</p>	✓	✓	✓	✓
--	---	---	---	---

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
<p>5.2.4 LI</p> <p>責任者を含むすべての<u>労働者</u>が、3年に1回、<u>結社の自由</u>と団体交渉権の効果的な承認に関する情報を受け取る。</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。 - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である</p>	✓	✓	✓	✓	

5.3 賃金と契約

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.3.1	<p>3か月以上連続して雇用される正規労働者および臨時労働者は、雇用主と労働者の双方が署名した書面による雇用契約を有する。3か月未満の期間で雇用される正規労働者および臨時労働者は、少なくとも口頭で契約を結ぶ必要がある。雇用主は、口頭による契約の記録を保管する。</p> <p>すべての契約には、少なくとも以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職務 • 勤務場所 • 労働時間 • 賃率または賃金計算方法 • 残業代率 • 支払いの頻度または予定 • 控除、現物給付などの福利厚生 • 有給休暇 • 病気、障害、事故の際の医療休暇と保護 • 該当する場合、契約終了の通知期間 <p>すべての労働者が、雇用の開始に先んじて各自の雇用契約の内容を理解し、いつでも写しを要求できる。</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.3.2	永続的または継続的な業務のために臨時労働者を雇用するなど、労働者の給与や福利厚生を排除または削減することを目的とした取り決めや慣行が存在しない。	✓	✓	✓	✓
5.3.3	労働者は、適用される最低賃金か団体交渉協定(CBA)で交渉された賃金のいずれか高いほうを、最低でも受け取る。生産割当または出来高払いの仕事の場合、週あたり48時間または国の法定労働時間制限の少ないほうの労働時間数に基づく最低賃金を、最低でも支払われる。	✓	✓	✓	✓
5.3.5	社会保障などを目的とした賃金からの控除は、適用法または団体交渉協定(CBA)で規定されている場合にのみ許可される。前払い、労働組合会費、融資などの任意の賃金控除は、労働者からの書面または口頭による同意がある場合にのみ行うことができる。雇用主は、これらの送金を完全かつ適時に実施する。懲戒処分としての賃金控除は認められない。適用法で許可されている場合を除き、道具、装備、用具に関係する業務のための控除は認められない。 現物給付は、適用法に準拠して行われなければならない、報酬総額の30%を超えてはならない。 ILO賃金保護勧告、1949年（第85号）	✓	✓	✓	✓
5.3.6	労働者は、労働者と雇用主の双方が同意した定期的な間隔で、少なくとも毎月、給与を受け取る。労働時間（所定労働時間と残業）、および/または生産量（該当する場合）、賃金と控除の計算、および支払われた賃金の記録を労働者ごとに保管する。この情報を含む支払いの証拠（物理的または電子的な形式）を、毎回の支払いに際して労働者に提供する。 ILO賃金保護条約、1949年（第95号） 小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。 - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である	✓	✓	✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.3.8	<p>同等の価値のある仕事には、ジェンダーや労働者の種類、民族、年齢、肌の色、宗教、政治的意見、国籍、社会的出身などの差別がない同等の適切な報酬が支払われる。</p> <p>ILO同一報酬条約、1951年(第100号)</p>	✓	✓	✓	✓
5.3.10	<p>生産者は、労働者派遣業者を使用する場合は、その氏名、連絡先情報、正式な登録番号（存在する場合）を記録する。労働者派遣業者は、次の条件を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 詐欺的または強制的な採用活動に従事していない。 • 本基準の労働者に関連する要件5.3および5.5を遵守している。 <p>採用費用はすべて、労働者ではなく農場が支払う。</p> <p>ILO民間職業仲介事業所条約、1997年(第181号)</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-46手引き書U：業務委託先への適用性」</p>	✓	✓	✓	✓

番号		必須改善要件			
5.3.11 L1	<p>3か月以上連続して雇用される<u>正規労働者</u>および<u>臨時労働者</u>は、少なくとも口頭で契約を結んでいる。</p> <p><u>団体構成員</u>は、口頭による契約の記録を保持し、少なくとも次の条件を<u>労働者</u>に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務 ・ 労働時間 ・ 賃率および賃金計算方法 ・ 残業時間 ・ 現物給付 	✓			
5.3.12 L1	<p>1か月以上連続して雇用される<u>正規労働者</u>および<u>臨時労働者</u>は、労働者が理解できる言語で書かれ、雇用主と<u>労働者</u>の双方が署名した書面による契約を有する。労働者は、署名時に契約書の写しを受け取る。</p> <p>5.3.1の他のすべての要件が適用される。</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓
番号		自己選択型改善要件			
5.3.13	<p>最低賃金が毎年調整されていない、または団体交渉協定（CBA）で最低賃金が規制されていない国では、労働者の賃金が国のインフレ率に基づいて毎年調整される。</p>	✓	✓	✓	✓

5.4 生活賃金					
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.4.1	<p>レインフォレスト・アライアンスによって承認され、かつ世界生活賃金連合（GLWC）の規定に準じた生活賃金ベンチマークに照らして、すべての種類の労働者*の総報酬（賃金および金銭的な給付と現物給付）が毎年評価されている。責任者は、レインフォレスト・アライアンス給与評価ツールを使用して、労働者の賃金データを正確に入力する。</p> <p>*小規模農場の労働者を除く</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金と現物給付がレインフォレスト・アライアンスの提供する生活賃金ベンチマークを下回っている労働者の数と割合（性別ごと） 生活賃金との隔たりの平均値（生活賃金に占める割合） 生活賃金との隔たりの平均値（生活賃金に占める割合）（性別ごと） <p>参考資料：「SA-S-SD-23付属文書第5章：社会」</p>		✓	✓	✓
5.4.2	<p>すべての種類の労働者に関して、総報酬が適用ベンチマークを下回っている場合、責任者は、そのベンチマークの達成に向けて前進するため、目標、取り組み、予定表、責任者などを盛り込んだ賃金改善計画を策定して実施する。</p>		✓	✓	✓
5.4.3	<p>賃金を生活賃金以上に引き上げるための取り組みにサプライチェーン認証保有者が貢献する場合は（金銭的な直接投資や他の種類の投資を通じて）、責任者と当該サプライチェーン認証保有者が書面で以下について合意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貢献の方法 貢献が行われる期間の賃金改善計画（5.4.2）の予定表 <p>責任者は、賃金改善計画の進捗状況を記録する。</p>		✓	✓	✓
番号	必須のスマートメーター				
5.4.4	<p>賃金改善計画の目標に従って、労働者の総報酬（賃金および金銭的な給付と現物給付）が、生活賃金ベンチマークに向かって、またそれを超えて増加する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 賃金と現物給付がレインフォレスト・アライアンスの提供する生活賃金ベンチマークを下回っている労働者の数と割合（性別ごと） 生活賃金との隔たりの平均値（生活賃金に占める割合） 生活賃金との隔たりの平均値（生活賃金に占める割合）（性別ごと） 		✓	✓	✓

番号	自己選択型改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.4.5	責任者は、賃金改善計画に関して労働者代表と協議する。		☑	☑	☑

5.5 労働条件

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.5.1	<p>労働者の勤務時間が、1日あたり8時間、1週あたり48時間の所定労働時間を超えない。さらに、労働者は最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩、最大6日間の連続勤務の後に少なくとも1日の休暇を与えられる。</p> <p>警備員の所定労働時間は、週60時間または適用規制で定められた時間の短いほうを上回らない。</p> <p>ILO労働時間（工業）条約、1919年（第1号） ILO労働時間（商業・事務所）条約、1930年（第30号）</p>	☑	☑	☑	☑
5.5.2	<p>残業は任意であり、以下の場合にのみ許可される。</p> <p>a 適時に依頼される。</p> <p>b 国内法または団体交渉協定のどちらか高いほうに従って残業代が支払われる。法律や団体交渉協定がない場合は、通常の賃金水準の1.5倍以上が支払われる。</p> <p>c 残業により安全衛生リスクを増大させることがない。残業時間中の事故率が監視され、所定労働時間中よりも高い場合は残業が削減される。</p> <p>d 残業後に労働者が安全に帰宅する交通手段がある*。</p> <p>e 週の総労働時間が60時間を上回らない。例外的な状況に関してはh)を参照。</p> <p>f 労働者は、最大6時間の連続業務の後に少なくとも30分の休憩を取り、24時間中に少なくとも10時間の連続した休息を取る。</p> <p>g 労働者ごとに所定労働時間と残業時間が記録されている*。</p> <p>h 収穫物の損失防止を目的として6週間までの短期間に行う必要がある特定の作業に関しては、年間12週間までの限度内で、週24時間までの残業が認められ、労働者が21日まで連続して勤務できる。この種の作業には、播種、植え付け、収穫、生鮮農作物の加工処理が含まれるが、これらに限定されない。</p> <p>*小規模農場の生産者団体の場合は、団体構成員労働者には適用されない。</p> <p>ILO労働時間（工業）条約、1919年（第1号） ILO労働時間（商業・事務所）条約、1930年（第30号） 2010農業における安全と健康に関するILO行動規範 2018国際労働会議第107回セッション、労働時間に関する一般研究</p>	☑	☑	☑	☑

	<p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 				
--	--	--	--	--	--

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.5.3	<p>正規労働者は、<u>適用法</u>に従って、有給出生時育児休業、および親を対象とした権利と福利厚生を与えられる。 適用法がない場合、労働者は少なくとも12週間の有給出生時育児休業を与えられ、そのうち少なくとも6週間を出産後に取得する。出生時育児休業後は、休業前と同じ条件で、<u>差別</u>を受けず、また年功序列の喪失や賃金控除の対象となることもなく、復職することができる。</p> <p>妊娠中、授乳中、または最近出産した労働者は、柔軟な勤務スケジュールを設定することができ、勤務地も考慮される。授乳中の女性は、1日あたり追加で30分の休憩2回、および授乳に適した場所を与えられる。</p> <p>ILO母性保護条約、1952年（第183号）</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓
5.5.4	<p>労働者の子供が最低労働年齢未満で、親と一緒に職場に来る場合は、以下の環境を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 年齢に応じた安全な場所に滞在できる。 • 常に大人の監視下にある。 <p>農業における安全と健康に関するILO行動規範（2010年）</p>	✓	✓	✓	✓

5.6 健康と安全

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.6.1	<p>責任者は、認証範囲内の職場の労働安全衛生リスクを分析し、これに際して適切な技術的知識を持った職員または外部専門家の支援を得る。少なくとも以下の点を考慮した適切な対策を管理計画に明記し、実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク分析 ・ 規制の遵守 ・ 労働者の研修 ・ 安全衛生を確保するための手順と設備（飲料水など） <p>労働安全衛生の欠如が原因となった事故の頻度と種類を記録し（性別ごと）、<u>農薬</u>使用に関連する事故も含める。</p> <p>小規模農場の生産者団体の場合、これは自分自身の施設に対して行われる。</p> <p>ILO職業上の安全及び健康に関する条約、1981年（第155号） ILO農業における安全健康条約、2001年（第184号）</p>		✓	✓	✓
5.6.2	<p>業務上の怪我に対応するための救急箱を労働者に提供し、病院への搬送や病院での治療を含む救急医療は無料で提供する。</p> <p>救急箱は、生産、加工処理、保守整備の作業所の中心的な場所に設置する。シャワーや洗眼など、緊急時に適切な対応を取るための設備を然るべき場所に設置する。</p> <p>応急処置の訓練を受けた職員が、業務時間中に職場にいるようにする。緊急時に応急処置を受けるためにどこに行くべきか、誰に連絡すべきかを、労働者に伝達する。</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓
5.6.3	<p>団体構成員と労働者が、緊急時にどこに行くべきかを知っている。</p>	✓			
5.6.4	<p>労働者が、次のいずれかの方法で、安全な飲料水を常に十分に利用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の飲料水システム ・ 責任者の提供する飲料水。これは、少なくとも3年に1回、または要件5.6.1のリスク査定でリスクが特定された場合はそれ以上の頻度で検査されていなければならない <p>責任者は、飲料水の水源、配水システム、容器を管理して、汚染を防止する。 瓶や容器に保管された飲料水は、蓋をして汚染から保護し、少なくとも24時間ごとに新しい飲料水と交換する。</p> <p>小規模農場の場合は、以下のいずれかまたは両方に該当する場合のみ、この要件が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 臨時労働者が10人以上で、その全員が3か月以上連続して勤務している - 暦年中の臨時労働者が50人以上である 	✓	✓	✓	✓

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.6.5	小規模農場で、安全な飲料水が利用できない場合、責任者は、沸騰、ろ過、または塩素処理による飲料水処理、および水質汚染防止に関する研修を <u>団体構成員</u> に実施し、文書化する。			☑	
5.6.6	労働者が安全な飲料水を常に十分に利用できる。	☑			
5.6.7	生産、加工処理、保守整備の作業所、事務所、および労働者の住居の中または近くで、清潔かつ適切に機能するトイレと手洗い場所が十分に提供されている。 10人以上の労働者がいる場合は、施設が男女別に分けられている。小便器は、女性が使用するトイレから分離されている。社会的弱者の安全とプライバシーが、少なくとも明るく照らされた施設可能な施設で確保されている。労働者が必要に応じてこれらの施設を頻繁に使用できる。		☑	☑	☑
5.6.8	健康に関する情報、医療休暇についての方針、 <u>コミュニティ</u> 内の一次医療と産婦人科及び生殖保健サービスの医療サービスの利用に関する情報が、 <u>労働者</u> に提供されている。		☑	☑	☑
5.6.9	危険な状況で作業する人（例：困難な地形での作業、機械や有害物質を扱う作業）が、適切な防護服（PPE）を使用している。これらの作業者が、PPEの使い方についての研修を受けていて、PPEを無料で使用できる。	☑	☑	☑	☑
5.6.10	労働者の使用するすべての道具が、業務にとって良好な状態に保たれている。 機械の安全な取扱方法が労働者の理解できる明確な言葉で説明されていて、危険な部分は保護されるかケースに入れられている。そのような機械を使用する労働者が適切に研修を受け、法律で要求されている場合は、機械を操作する労働者が適切な免許を持っている。 機械やその他の機器が、不使用时には安全に保管されている。	☑	☑	☑	☑
5.6.11	妊娠中、授乳中、または最近出産した女性労働者を、その女性、胎児または乳児の健康に <u>リスク</u> をもたらす業務に参加させていない。配置転換を行う場合にも、報酬は削減されない。妊娠検査が要求されない。	☑	☑	☑	☑
5.6.12	労働者が雇用主の許可を求めることなく、また罰せられることなく、 <u>差し迫った危険</u> のある状況を回避できる。	☑	☑	☑	☑

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.6.13	<p>作業場、保管所、加工処理施設が安全で、十分な採光と換気がなされ、清潔な状態である。</p> <p>緊急事態の対応手順が明確に書面化されている。この手順に、非常口の表示、避難路の地図、少なくとも年1回の避難訓練が含まれている。責任者は、この手順を労働者に伝達する。</p> <p>消防設備や物質の流出を是正するための機器が設置されている。この機器類の使用法について、労働者が研修を受けている。</p> <p>許可された担当者のみが、作業場、保管所、加工処理施設に出入りできる。</p>		☑	☑	☑
5.6.14	<p>作業場、保管所、加工処理施設で作業する労働者が、日除けと雨除けのある清潔かつ安全な食事場所を与えられている。圃場で働く労働者は、日差しや雨から身を守りながら食事を取ることができる。</p>		☑	☑	☑
5.6.15	<p>労働者が労働上の健康、安全衛生に関する基本的な研修を受ける。関連する手順の説明を常に中心的な場所に掲示する。</p>		☑	☑	☑
5.6.16	<p>有害な農薬を定期的に取り扱う労働者は、少なくとも年に1回、健康診断を受ける。有機リン酸塩またはカルバメート系農薬に定期的さらされている場合は、コリンエステラーゼ検査を含める。労働者が健康診断の結果を知ることができる。</p>		☑	☑	☑
番号	必須改善要件				
5.6.17 L1	<p>20人以上の労働者がいる農場または団体責任者の場合は、労働者の構成を反映した労働安全衛生委員会を選出する。この委員会は、労働安全衛生の定期的な確認に参加するか、または定期的な確認を実行し、その結果と決定を考慮したうえで、安全衛生リスク分析の結果を更新および実施する。</p>		☑	☑	☑
5.6.18 L2	<p>一時的な健康状態のために業務を遂行できない労働者が、罰則を科されたり報酬を減らされたりすることなく、別の業務に配置転換される。一時的な健康状態には、妊娠、授乳、身体の障害が含まれるが、これらに限定されない。</p>		☑	☑	☑

5.7 住居と生活条件

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.7.1	<p>農場敷地内に居住または宿泊している労働者とその家族には、地域の状況を考慮して、安全かつ清潔で適切な住居が提供される。これには、少なくとも以下が含まれる。</p> <p>場所と構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な場所にあり、極端な気象条件から保護する構造になっていて、少なくとも乾燥した床と恒久的な壁があり、修理の状態の良い住居がある。乾燥した床は、地面から離れていて(地面より高く)、セメント、石、タイル、木、または粘土(密閉処理が施され水平であること)のいずれかで作られている。 大気汚染と廃水の地表流出から保護されている。 労働者と家族が緊急避難計画について知らされている。 団体宿泊施設には避難路が表示され、消防設備とその取扱説明書が設置され維持管理されている。 <p>健康と衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な飲料水を十分に利用できる。大人1人1日あたり最低20リットルを往復1kmまたは30分以内の場所で入手できる。 社会的弱者の安全とプライバシーが、少なくとも明るく照らされた施錠可能な施設で確保されている。衛生設備は同じ建物内、または建物から安全な距離(部屋や寮から60m以内)にあり、男女別に提供される。 適切に覆われた下水または汲み取り施設、衛生設備、廃棄物処理施設が設置されている。 調理場が排煙可能である。 ネズミ、昆虫、および病害虫が存在しない。または、疾患の原因となる病原媒介として機能する寄生虫を運ぶ可能性のある個体群にとって好ましい状況を排除するための病害虫管理が行われている。 <p>快適さと適切な生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供がいる正規労働者の家族は、1つ以上の部屋を共有する。そのような部屋は、家族以外の労働者から隔てられている。 農場敷地内に住む労働者の子供には安全な場所が提供され、勤務時間中は大人の監督下にある。 電力が住宅内または近くで提供される(その地域で電力が利用可能な場合)。 <p>集合住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人の労働者向けの部屋、洗浄設備、トイレが男女別に設置され、施錠できる。労働者ごとに個別のベッドが用意される。ベッドとベッドの間に1m以上の間隔がある。二段ベッドを使用する場合は、上下のベッドの間に70cm以上の十分な空間がある。 労働者の私物の保管場所が提供される。個別の戸棚または労働者1人につき1m以上の棚が提供される。 <p>ILO労働者住宅勧告、1961年(第115号) 農業における安全と健康に関するILO行動規範(2010年)</p> <p>参考資料:「SA-G-SD-13手引き書K:住居と生活条件」</p>				✔

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.7.2	<p>農場敷地内に居住する学齢期の子供は学校に通う。以下の方法のいずれかで教育を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な歩行距離で学校に行く。 安全な交通手段を利用して、妥当な移動距離にある学校に通う。 同等水準の承認された教育を農場敷地内で受ける。 		☑		☑
5.7.3	<p>農場敷地内に居住または宿泊している労働者とその家族には、地域の状況を考慮して、安全かつ清潔で適切な住居が提供される。これには以下が含まれる。</p> <p>安全な宿泊施設：安全な場所にあり、極端な気象条件から保護する構造になっていて、少なくとも乾燥した床と恒久的な壁があり、修理の状態の良い住居がある。</p> <p>団体宿泊施設の場合は、避難路が表示されている。</p> <p>大気汚染と地表流出から保護されている。適切な下水、衛生設備、廃棄物処理施設が設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全な飲料水を利用できる。 適切な衛生設備と洗浄設備がある。社会的弱者の安全とプライバシーが、少なくとも明るく照らされた施錠可能な施設で確保されている。 <p>ILO勧告、労働者住宅勧告、1961年（第115号）</p>	☑		☑	

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.7.4 L1	<p>農場敷地内の生活環境が次のように改善されている。</p> <p>場所と構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水をはじめ、極端な気候条件による影響を緩和するための対策が講じられている。 あらゆる気象および気候条件で確実に空気が動くような自然の換気がある。 <p>健康と衛生</p> <p>適切な衛生設備と洗浄設備がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 換気改良汲み取り式便所、または汚水処理システムもしくは下水設備がある場合は下水設備に接続されたトイレ。 トイレまたは換気改良汲み取り式便所、小便器、手洗い設備、シャワーまたは浴室設備は、最大15人につきそれぞれ1個が設置されている。手洗い設備には、蛇口と洗面器が装備されている。 寝室に調理場の煙が流入しない。 採光（自然光と人工光）が十分である。 <p>快適さと適切な生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 食事や休憩の間の、慣習に適した屋根のあるまたは快適な場所が労働者に提供される。 <p>団体宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ベッドを3段以上、設置しない。 団体宿泊施設には大きな居住空間がある。 				
5.7.5 L1	<p>農場敷地内の住居は、以下の条件を満たす。</p> <p>調理場が排煙可能である。</p> <p>食品保管場所が湿気や害虫から保護され、化学物質や他の潜在的危険物から分離されている。</p> <p>病虫害駆除のための措置が講じられている。</p>				
5.7.6 L2	<p>農場敷地内の生活環境が次のように改善されている。</p> <p>場所と構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 密閉処理された床がある。 宿泊施設が安全かつ清潔であることを確認するために頻繁な検査が行われ、検査報告書が文書化される。 <p>健康と衛生</p> <ul style="list-style-type: none"> 6人ごとに少なくとも1つのトイレ、1つのシャワー、1つの洗濯シンクがある。 <p>快適さと適切な生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 部屋に最大許容居住人数が表示される。 団体宿泊施設では、少なくとも6人に対して1つ以上のトイレがある。 衣類乾燥場所がある。 				
5.7.7 L1	<p>臨時労働者が農場外住居に住む場合、団体責任者または農場責任者は、関連する不動産所有者や居留地または自治体の当局と協力して手配を行い、地域の状況を考慮して、安全かつ清潔で適切な生活条件を提供する。</p>				

5.8 コミュニティ					
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
5.8.1	<p>責任者は、先住民族や地域コミュニティの法的権利、慣習上の権利を尊重する。先住民族や地域コミュニティ（高保全価値（HCV）5または6の地区を含む）の土地または資源の使用権または集团的利益を減少させる活動は、レインフォレスト・アライアンスの「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」付属文書に従ってFPICを受け取った後のみ実施する。</p> <p>ILO原住民及び種族民条約、1989年（第169号）</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-23付属文書第5章：社会」</p>		✓		✓
5.8.2	<p>生産者が、その土地を使用する合法かつ正当な権利を有していて、この権利が、所有権、借地権、その他の法的文書、もしくは従来の使用権や慣習的な使用権に関する文書によって裏付けられている。</p> <p>先住民族および/または地域コミュニティ、現在または以前の現地居住者、もしくは他の関係者が土地の使用権に対して有効に反対した場合（例えば、過去に所有していた人、強制的に退去させられた人、違法行為の結果として立ち去った人など）、以下の条件を満たしていれば、認証保有者が土地使用の正当な権利を証明することができる。</p> <p>a.紛争解決と是正措置が文書化され、実施され、影響を受けた関係者によって受諾されている。</p> <p>b.過去の違法行為が関係する場合は、この影響を受けた関係者に関連当局が含まれる。</p> <p>c.紛争が先住民族や地域コミュニティに関係している場合は、大規模農場と個別認証農場が、「付属文書第5章：社会」および「手引き書T：自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）手順」に従ってFPIC手順を実行して、必要な紛争解決と是正措置を達成する。</p>	✓	✓	✓	✓
番号	必須改善要件				
5.8.3 L1	責任者は、農場運営によって影響を受ける可能性の高い農場内または農場に隣接するコミュニティと積極的に関係を構築する。農場運営に関連する懸念や関心を特定し、1.5.1に従って苦情を申し立てられることについて通知する。		✓		✓
5.8.4 L2	責任者は、特定されたニーズと優先順位（5.8.3）に対応するために、農場内または農場に隣接するコミュニティを支援する（例：地元の学校、医療、環境問題への取り組みの支援など）。		✓		✓

第6章： 環境



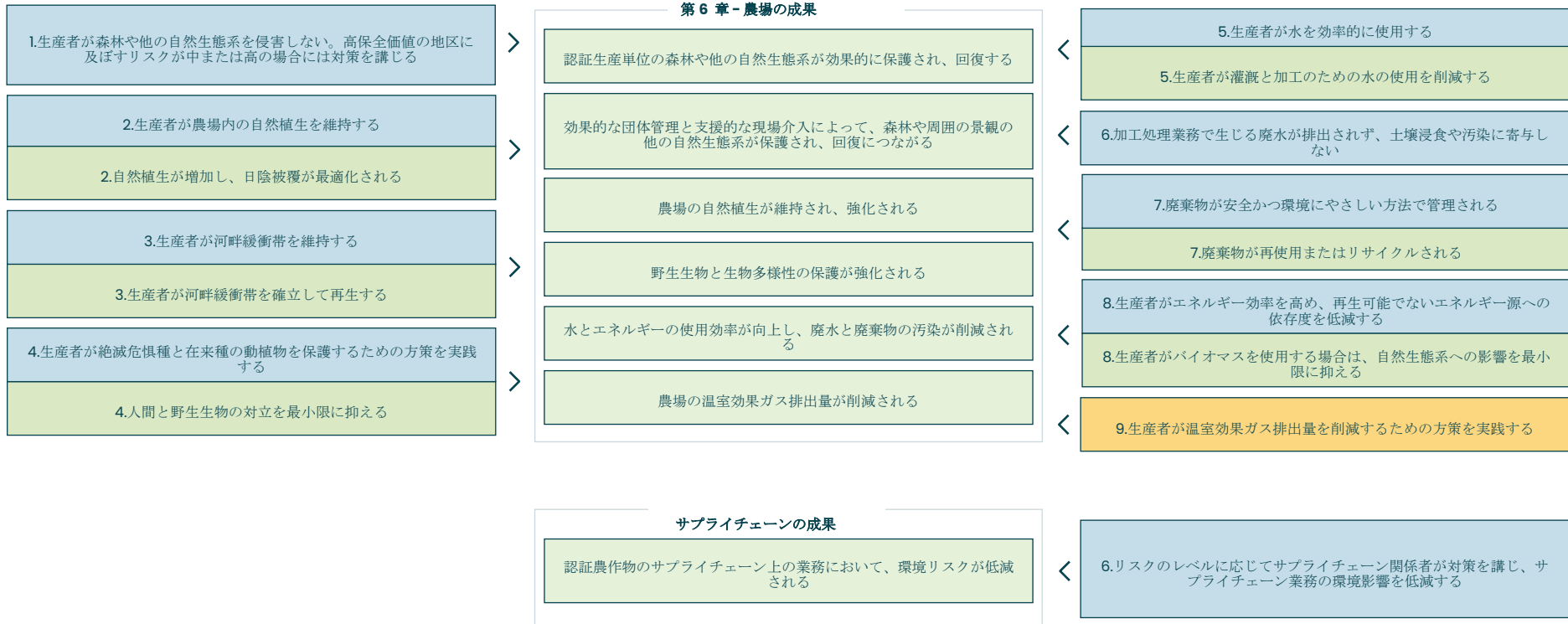
農業の管理方法によっては、自然環境にプラスまたはマイナスの影響を与える可能性があります。本章では、認証農場が地球、森林、生物多様性、水、気候にプラスの影響を与えるための道筋を概説します。農場は、本基準の主要要件に準拠することで、HCVネットワークが策定した高保全価値（HCV）のアプローチにも準拠することができます。

本章の最初の項目では、農場や生産者団体が森林破壊、森林劣化、他の自然生態系の破壊の一因になることなく、自然生態系とその営みを保護、維持、回復するという結果を目指します。野生生物と生物多様性の項目では、農場や生産者団体が野生生物の生息地を劣化させず、生物多様性の改善に貢献し、絶滅危惧種の絶滅予防に寄与するという結果を目指します。水、廃棄物、エネルギーの項目は、農場と生産者団体が汚染を減らし、廃水を適切に処理し、有害な汚染物質の排出を最小限に抑え、予防、削減、リサイクル、再使用を通じて廃棄物と

エネルギー消費を減らすことを目標としています。温室効果ガス削減の測定を希望する農場や生産者団体のために、自己選択型の項目も追加されています。

さらに、この農場要件では、本章と「農業」の章全体を通して、農場と生産者団体が気候変動に適応し回復力を高めるための方法を採用して、気候変動の緩和に貢献できるようにすることを目指しています。

レインフォレスト・アライアンスは、本章でもやはり、農場認証が景観保全という大きな目標に整合していなければならないことを認識しています。生物多様性と地球にとって持続的な影響をもたらすには、複数の戦略が欠かせないためです。本章の内容は、認証を受けた農場や生産者団体がこの目標に向けて歩みを進めていくための出発点となります。



6.1 森林、その他の自然生態系と保護区域

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.1.1	2014年1月1日以降、 <u>自然林</u> やその他の <u>自然生態系</u> が農業生産やその他の土地利用に転換されていない。 参考資料：「SA-S-SD-24付属文書第6章：環境」	✓	✓		✓
6.1.2	<u>適用法</u> に準拠している場合を除いて、 <u>保護区域</u> または正式に指定された <u>緩衝地帯</u> で生産や加工処理を行わない。	✓	✓		✓
6.1.3	責任者は、リスク査定ツール（1.3.1）からの <u>高保全価値</u> に関する緩和策を <u>管理計画</u> （1.3.2）に含める。また、これらの緩和策を実施する。 参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」		✓		✓
番号	必須改善要件				
6.1.4 LI	責任者は、リスク査定ツール（1.3.1）からの <u>高保全価値</u> に関する緩和策を <u>管理計画</u> （1.3.2）に含める。また、これらの緩和策を実施する。 参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」			✓	

6.2 自然生態系と植生の保全と強化

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.2.1	<p>責任者は、自然生態系を保護するための計画を策定して実施する。その計画は、1.2.10で要求される地図と1.3.1のリスク査定ツールの自然生態系の項目に基づき、毎年更新される。</p> <p>参考資料：「SA-S-SD-4付属文書S03：リスク査定ツール」 参考資料：「SA-G-SD-14手引き書M：自然生態系と植生」</p>		✓	✓	✓
6.2.2	<p>農場は、森林が人々やインフラストラクチャに危険をもたらす場合を除いて、すべての残存森林木を維持する。農場内にある他の在来種の樹木を持続可能な方法で管理し収穫することで、以前と同じ数量と品質が保たれるようにする。</p>	✓	✓	✓	✓
番号	必須のスマートメーター				
6.2.3	<p>生産者は、自然植生の維持と管理を監視し、1年目以降毎年、その指標について報告する。</p> <p>自然植生に覆われた総面積が10%未満の場合、もしくは耐陰性作物を栽培している農場で15%未満の場合は、責任者が目標を設定し、6.2.4に従ってこれらの基準値に到達するための取り組みを行う。</p> <p>自然植生が、主に在来種または局所適応種で構成されていて、人間の干渉がない植生で発生する、あるいは発生する可能性のある種の構成と構造に類似している。自然植生には、以下の1つ以上が含まれるがこれに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 河畔緩衝帯 • 農場内の保全区域 • アグロフォレストリーシステムの自然植生 • 住居およびインフラストラクチャの周囲の生垣、草木による柵、またはその他の方法 • 認証農場外の保全および再生区域（対象区域の長期的な（少なくとも25年間の）保護を効果的に提供し、現状と比較して相対的に追加の保全価値と保護状態をもたらすもの） <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然植生に覆われた面積が農場全体に占める割合 <p>参考資料：「SA-S-SD-24付属文書第6章：環境」</p>	✓	✓	✓	✓

番号	必須改善要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.2.4 L2	<p>自然植生の割合が、以下に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非耐陰性農作物を栽培している農場の場合、総面積の少なくとも10% 耐陰性農作物を栽培している農場の場合、総面積の少なくとも15% 	✓	✓	✓	✓
番号	自己選択型スマートメーター				
6.2.5	<p>耐陰性農作物を栽培する農場は、日陰被覆と種の多様性の参照特性に従って、最適な日陰被覆と種多様性を持つアグロフォレストリシステムを達成するために取り組む。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 農場または生産者団体の耐陰性農作物を栽培している部分における平均日陰被覆率 耐陰性農作物を栽培している面積1ヘクタールあたりの日陰樹の種の平均数 	✓	✓	✓	✓
6.2.6	<p>農場は、要件6.2.3に定められた面積を超えて、<u>自然植生</u>の面積を増やす。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然植生に覆われた面積が農場全体に占める割合 	✓	✓	✓	✓

6.3 河畔緩衝帯					
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.3.1	農場は、水生生態系に隣接する既存の河畔緩衝帯を維持する。	☑	☑		☑
6.3.2	生産者は、主な飲用源として頻繁に使用する川、湖、または他の水域から50m以内に農場がある場合に備えて、飲料水の保護のために次の追加の保護手段を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 少なくとも10m幅の河畔緩衝帯を維持、または設置する。 農薬や肥料を使用しない非散布区域を外側に追加で20m設置する（合計30m）。 追加で20mの地帯を設置し（水域から30～50m）、その区域では農薬が機械的な手段か手作業で、もしくは場所を絞り込んでのみ使用されるようにする。 	☑	☑		☑
番号	必須改善要件				
6.3.3 L1	水生生態系が、以下の特性を持つ河畔緩衝帯によって囲まれている。 <ul style="list-style-type: none"> 幅1～5mの水路の場合は、両側に沿って水平方向に幅5m。 面積が2ヘクタール未満の農場の場合は、緩衝帯の幅を両側2mに減らすことができる。 幅5～10mの水路の両側に沿って、および泉、湿地、その他の水域の周囲に沿って水平方向に幅8m。 幅10m以上の川の場合は、両側に沿って水平方向に幅15m。 <p>完全に確立された河畔緩衝帯のほかに追加で農薬散布禁止区域を設置する必要はない。</p>	☑	☑		☑

6.4 野生生物と生物多様性の保護

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.4.1	<p>絶滅危惧種の動植物を狩猟、殺害、漁獲、収集、売買しない。また、生産者と労働者は、以下の例外を除いて、他の動物を狩猟してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模農場の生産者は、非営利目的でのみ、絶滅危惧種ではない動物を狩猟することができる。 生産者は、農場の統合的病害虫管理（IPM）計画に従って、最終手段としてのみ、農場で脊椎動物の有害野生生物を狩猟することができる。 <p>有害野生生物の狩猟、魚釣り、または駆除に、爆発物や有毒物質を使用してはならない。</p>	☑	☑	☑	☑
6.4.2	<p>生産者は、野生生物を飼育してはならない。最初の認証日より前に農場に存在していた飼育下の野生生物は、専門保護施設に送るか、またはその動物が死亡するまで非営利目的でのみ飼育することができる。飼育下の野生生物や家畜は、<u>アニマルウェルフェアの基準原則（5つの自由）</u>に従って処遇する。</p>	☑	☑		☑
6.4.3	<p>生産者は、外来侵入種を意図的に導入したり放流したりしてはならない。既存の<u>外来侵入種</u>やその一部を<u>水生生態系内</u>に廃棄してはならない。</p>	☑	☑		☑
6.4.4	<p>生産者は、農作物の加工処理や収穫に<u>野生生物</u>を使用してはならない（コーヒーにジャコウネコ、ココナッツにサルなど）。</p>	☑	☑		☑
6.4.5	<p>水と風による侵食は、急傾斜地の植生回復や台地形成などの手法によって軽減する。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-12手引き書J：土壌肥沃度と保全」</p>	☑	☑		☑
6.4.6	<p>耕地造成を目的として火を使用しない。ただし、<u>IPM</u>計画で明確に正当化されている場合は例外とされる。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-12手引き書J：土壌肥沃度と保全」</p>	☑	☑		☑
番号	必須改善要件				
6.4.7 LI	<p>生産者は、その地域にとって適切な緩和策を使用して、<u>労働者</u>、<u>野生生物</u>、<u>農作物</u>、または農場の資産に影響を与える人間と野生生物の対立を最小限に抑える。緩和策には、インフラストラクチャ、柵、道の設置が含まれるが、野生生物の移動や水や他の資源へのアクセスを不必要に制限してはならない。労働者は、農作物の被害や野生生物の攻撃に対処するための手順や緊急事態対応について訓練を受ける。</p>		☑		☑
6.4.8 LI	<p>団体責任者は、その地域にとって適切な緩和策を使用して、<u>労働者</u>、<u>野生生物</u>、<u>農作物</u>、または農場の資産に影響を与える人間と野生生物の対立を最小限に抑えるため、生産者を支援する。緩和策には、インフラストラクチャ、柵、通り道の設置が含まれるが、野生生物の移動や水のような資源へのアクセスを不必要に制限してはならない。</p>			☑	
6.4.9 LI	<p>生産者は、既存の<u>外来侵入種</u>を囲い込み、減少させるための措置を講じる。</p>	☑	☑	☑	☑

6.5 水の管理と保全					
番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.5.1	責任者は、農業用水、生活用水、または加工処理用水として地表水および地下水を取水する際に <u>適用法</u> を遵守する。 必要な場合は、事業免許や許可証（または申請中の許可証）で遵守を証明する。		✓	✓	✓
6.5.3	灌漑および配水システムを維持して、農作物の生産性を最適化すると同時に、水の浪費、浸食、塩水化を最小限に抑える。		✓	✓	✓
番号	必須のスマートメーター				
6.5.4	灌漑および配水システムを管理して、少なくとも以下の要因に配慮して農作物の生産性を最適化する。 <ul style="list-style-type: none"> 異なる成長段階での農作物の蒸発散 土壌条件 降雨パターン 生産者は、1年目以降に灌漑に使用した水量を記録する。 指標 <ul style="list-style-type: none"> 灌漑用水の総使用量、および製品単位あたりの使用量（L、L/kg） 		✓	✓	✓
6.5.5	責任者は、製品単位あたりの加工処理用水の使用を減らすための対策を実施する。1年目以降、水の使用と削減を監視し文書化する。 団体責任者に対しては、団体が一元的な加工処理施設を持っている場合に、この要件が適用される。 指標 <ul style="list-style-type: none"> 加工処理用水の総使用量、および出荷される最終製品あたりの使用量（L、L/kg） 		✓	✓	✓
番号	自己選択型改善要件				
6.5.6	生産者は、灌漑や他の農業目的に雨水貯留を使用する。	✓	✓	✓	✓
6.5.7	生産者は、地域の流域委員会や保全活動に参加し、その種の集会的な取り組みの一環として流域の環境を維持または再生するための行動を取る。参加の詳細と取り組みを文書化する。	✓	✓	✓	✓

6.6 廃水管理

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.6.1	<p>主要な業務期間中に加工処理廃水が排出されるすべての地点で廃水処理の検査を実施し、結果を文書化する。</p> <p>生産者団体の場合、この検査は、生産者団体が管理している（集約的な）加工処理施設すべて、および団体構成員が行っている異なる加工処理業務の代表的なサンプルに対して実施する。</p> <p>加工処理業務からの廃水が水生生態系に排出される場合は、合法的な廃水品質の特性を満たす。これが存在しない場合は、<u>廃水指標（パラメーター）</u>を満たす。</p> <p>加工処理業務からの廃水を清水と混合することで指標（パラメーター）を満たすことは認められない。</p>		✓	✓	✓
6.6.2	<p>生活排水、汚泥、下水は、生産および/または加工処理業務に使用しない。下水は、処理されない限り、<u>水生生態系</u>に排出しない。</p> <p>以下の要件は、小規模農場には適用されない。</p> <p>処理済みの廃水が合法的な廃水品質指標（パラメーター）を満たしていること、またこれが存在しない場合は、<u>廃水指標（パラメーター）</u>を満たしていることを証明する。</p>	✓	✓	✓	✓
6.6.3	<p>加工処理業務からの<u>廃水</u>は、粒子や毒素を取り除くための処理を施さない限り、土壌に流出させない。</p> <p>処理済みの廃水を灌漑に使用する場合は、<u>廃水指標（パラメーター）</u>に加えて、<u>灌漑用廃水指標（パラメーター）</u>を満たす必要がある。</p>	✓	✓	✓	✓

6.7 廃棄物管理

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.7.1	廃棄物は、人、動物、あるいは自然生態系に健康または安全上のリスクをもたらさない方法で保管、処理、処分する。廃棄物は、指定された場所でのみ保管・処分し、自然生態系や水生生態系に破棄しない。非有機性廃棄物を地表に放置しない。	☑	☑	☑	☑
6.7.2	特定の種類の廃棄物処理のために技術的に設計された焼却炉がある場合を除いて、生産者は廃棄物を燃やしてはならない。	☑	☑	☑	☑
番号	必須改善要件				
6.7.3 LI	生産者は、利用可能な廃棄物管理、リサイクル、他の廃棄処理方法に基づいて廃棄物を分別してリサイクルする。有機性廃棄物は、堆肥にするか、有機物として使用するために処理する、または他の資源として使用する。		☑	☑	☑

6.8 エネルギー効率

番号	主要要件	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.8.1	<p>責任者は、<u>認証</u>農作物の生産と加工処理に使用するエネルギーの種類とその使用量を文書化する。</p> <p>団体責任者の場合、これは、団体が加工処理にエネルギーを使用する場合のみ適用される。</p> <p>参考資料：「SA-G-SD-15手引き書N：エネルギー効率」</p>		✓	✓	✓
番号	必須のスマートメーター				
6.8.2	<p>責任者は、エネルギー使用の効率を高め、再生可能でないエネルギー源への依存を減らすための目標を設定する。その進捗状況を毎年監視し報告する。</p> <p>団体責任者の場合、これは、団体が加工処理にエネルギーを使用する場合に適用される。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 種類別の再生可能エネルギーと非再生可能エネルギーの使用量（例：燃料の体積、電力のkWh、バイオマスエネルギーの量） 総エネルギー使用量 製品1kgあたりの総エネルギー使用量 		✓	✓	✓
番号	必須改善要件				
6.8.3 L1	<p>バイオマスエネルギーが加工処理業務および/または家庭で使用される場合、生産者は、以下のような取り組みを通じて、バイオマス使用が自然生態系に及ぼす直接的・間接的な影響を最小限に抑える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 植樹により、農場または周辺のバイオマスエネルギーの利用可能性を高める。 バイオマスを購入する際には、<u>森林</u>や他の自然生態系を破壊しない資源を探す。 		✓	✓	✓

6.9 温室効果ガスの削減

番号	自己選択型スマートメーター	生産者団体認証			個別認証
		小規模農場	大規模農場	団体責任者	小規模/大規模
6.9.1	<p>生産者は、生産および加工処理業務の温室効果ガス（GHG）の主な排出源からの正味排出量を文書化する。これには、化石燃料と電気の使用、肥料、廃棄物と廃水、および土地利用の変化による排出が含まれる。</p> <p>生産者は、GHG削減目標を設定し、これらの目標を達成するための戦略を開発および実行し、毎年監視する。</p> <p>指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記の排出源からの年間正味GHG総排出量（CO₂換算t） 上記の排出源からの最終農場製品単位あたり正味GHG排出量（単位あたりCO₂換算t） <p>参考資料：「SA-G-SD-16手引き書O：温室効果ガス（GHG）排出量削減」</p>		✓	✓	✓